

第3編 災害応急対策計画

- | | |
|-----|---------------|
| 第1章 | 地震・津波災害応急対策計画 |
| 第2章 | 風水害応急対策計画 |
| 第3章 | 共通の災害応急対策計画 |

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど被害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織・動員計画（総務対策部総務班）

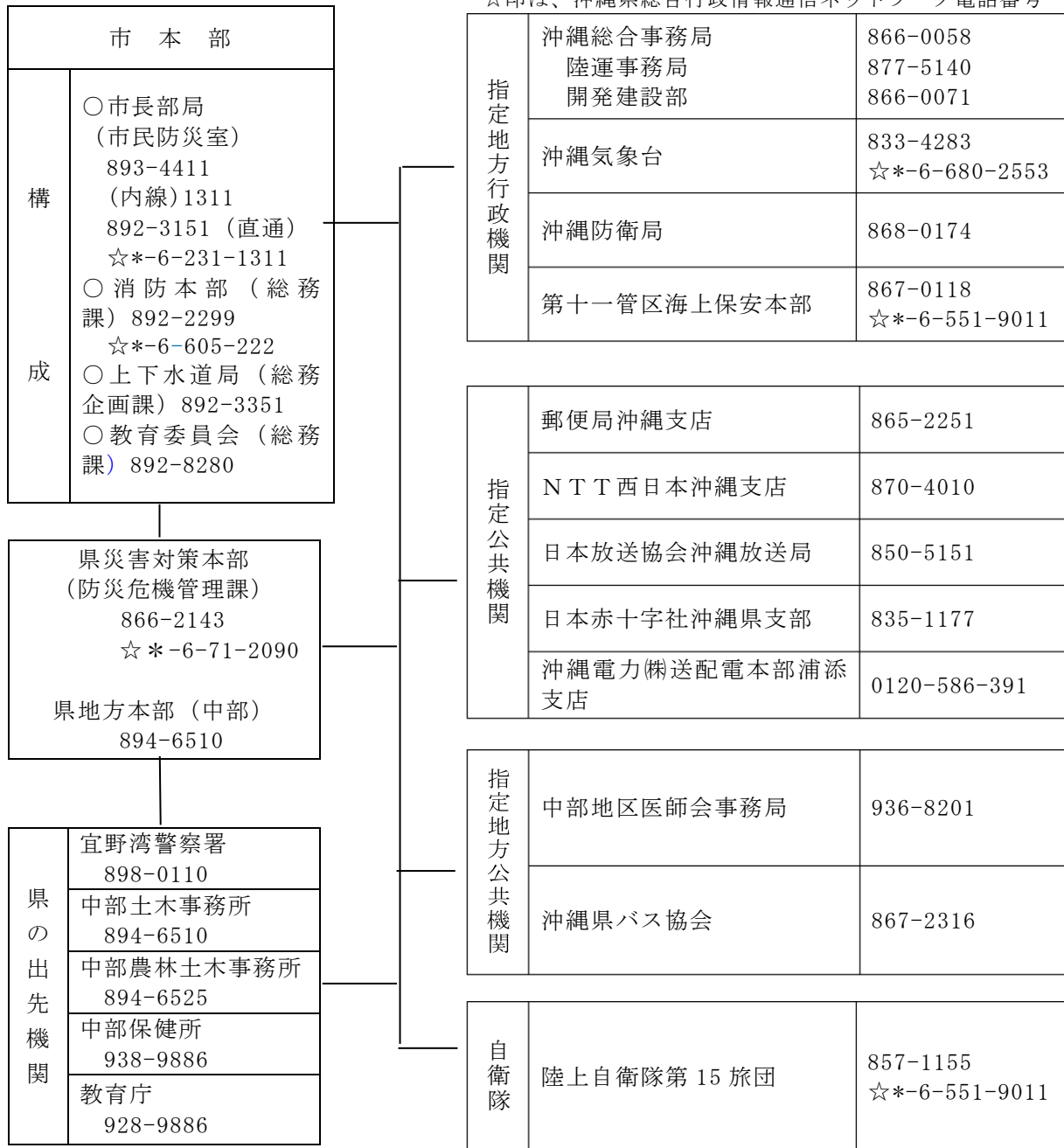
この計画は、迅速かつ的確に応急対策を講ずるため、市災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員等について定めるものである。

第1 市災害対策本部と防災機関との協力系統

市災害対策本部と防災関係機関との協力系統は、次ページのとおりとする。

なお、市及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、合同調整所を設置する。

☆印は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号



参考資料 3-3 県内防災関係機関一覧表

第2 市災害対策本部の設置及び解散

1 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、以下の基準により設置する。

- (1) 沖縄本島地方に津波警報が発表され、情報の収集・伝達などを特に強化して対処する必要があるとき
- (2) 地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき
- (3) 気象庁が、市域内で震度5強以上が観測された旨発表したとき

- (4) 気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき

2 市災害対策本部の設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒体制の構築

地震・津波による被害発生又は被害拡大を防止するための警戒活動が必要な場合は、以下の基準により災害対策準備体制をとるものとする。なお、災害の状況等を勘案のうえ必要に応じて、後述の市災害警戒本部体制に移行する。

ア 気象情報などにより災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき

イ 気象庁が、市域内で震度4が観測された旨を発表したとき、及び沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき

(2) 市災害警戒本部の設置

地震・津波が発生し、または発生するおそれのある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を本部長とした災害警戒本部を以下の基準で設置する。

ア 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めた場合

ウ 気象庁が、市域内で震度5弱が観測された旨を発表したとき、及び沖縄本島地方に津波警報を発表したとき

エ 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたときで、情報の収集・伝達などを特に強化して対処する必要がある場合

3 市災害対策本部・市災害警戒本部の設置場所

市災害対策本部及び市災害警戒本部は、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、以下の順により、建物使用の可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。また、状況によっては、本部長の判断に基づき、現地対策本部を設置する。

(1) 宜野湾市消防本部庁舎（宜野湾市野嵩 677）

(2) 宜野湾市民会館（宜野湾市野嵩 1-1-2）

(3) 宜野湾市民図書館（宜野湾市我如古 3-4-10）

4 市災害対策本部・市災害警戒本部の解散

市災害対策本部・市災害警戒本部は、災害発生のおそれがなくなり、対策実施の必要がなくなったとき、災害応急対策を終了し、市災害対策本部・市災害警戒本部を解散する。

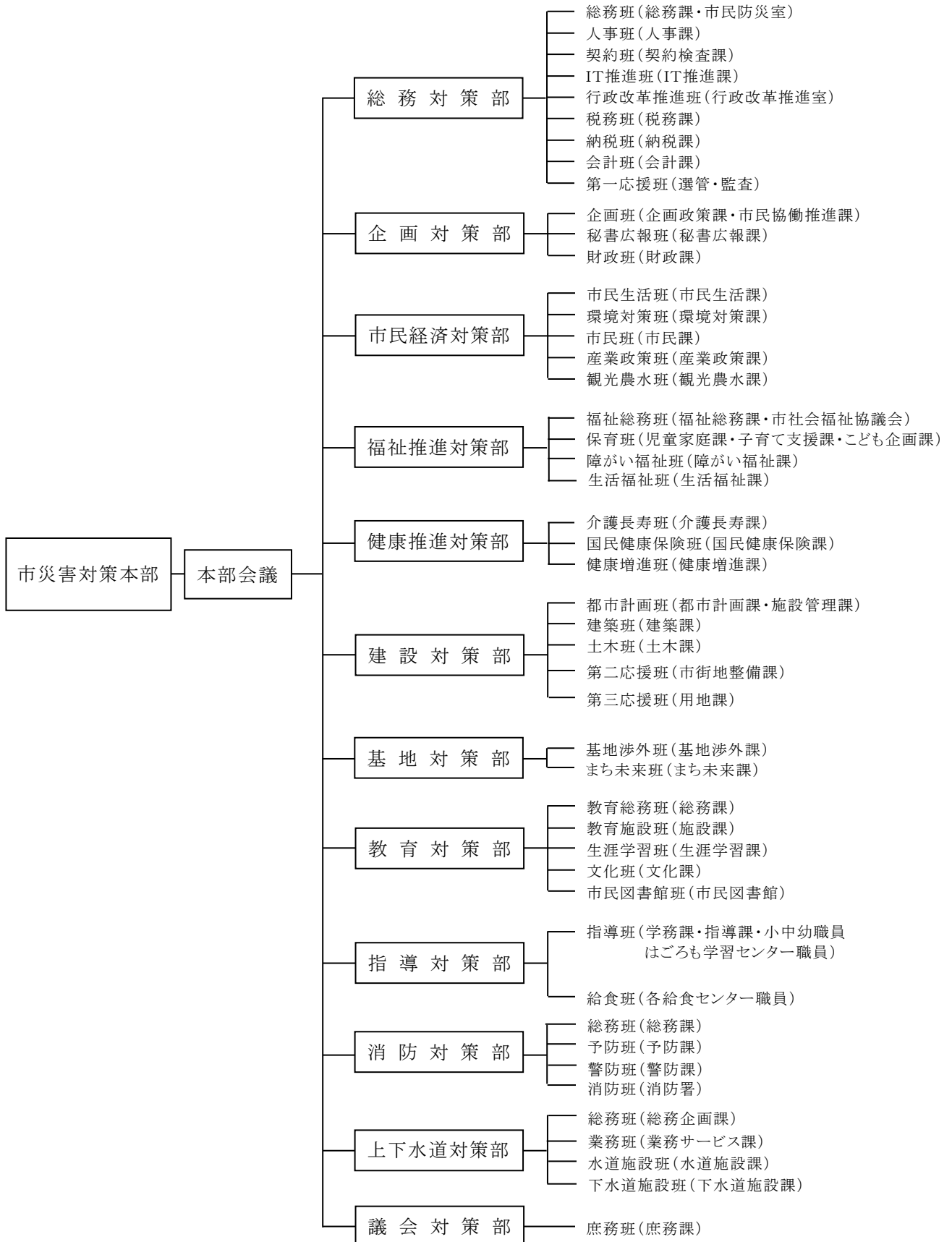
5 設置又は解散の通知公表

市災害対策本部・市災害警戒本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、以下により通知公表する。

担当班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務対策部 総務班長	市各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃 〃	県	電話その他迅速な方法
〃 〃	関係機関	電話その他迅速な方法
企画対策部 秘書広報班長	報道機関	電話その他迅速な方法
総務対策部 総務班長 総務対策部 I T 推進班長 企画対策部 秘書広報班長 消防対策部 消防班長	住民	テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、市ホームページによりその他迅速な方法

第3 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織編成は以下のとおりである。



第4 災害対策の動員

1 配備の指定及び区分

(1) 配備の規模

本部長は、災害の状況に応じ、直ちに配備の規模を指定する。

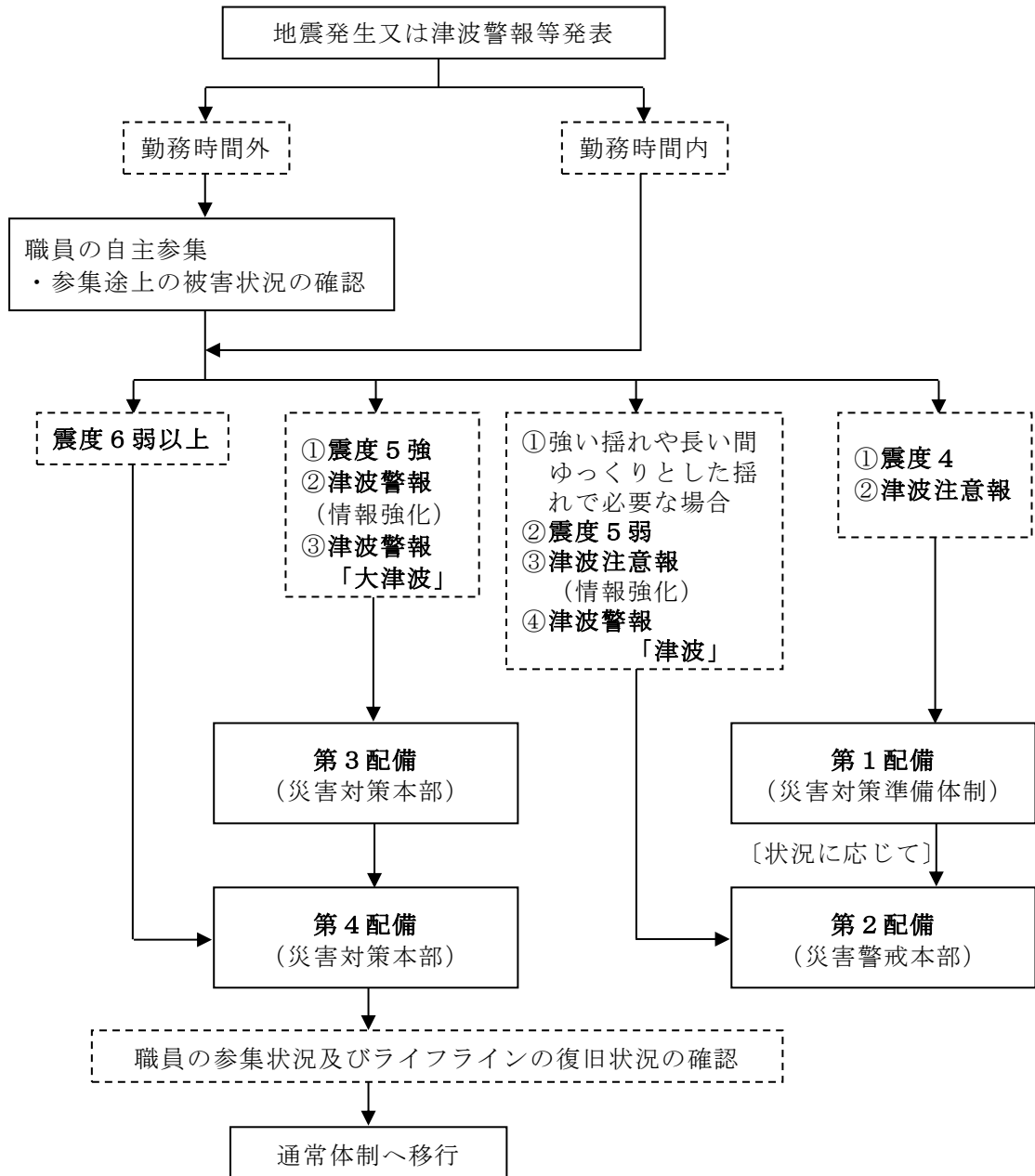
ただし、本部長の指定がない場合でも、その状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合、各部長は直ちに本部長に報告する。

(2) 配備基準

配備は、おおむね以下の基準により第1配備から第4配備までに区分する。

配備体制	本部	配備基準	配備内容
第1配備 (災害対策準備体制)	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 市内で震度4が観測された場合 3 沖縄本島地方に、津波注意報が発表された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。 2 その他の職員は待機の体制をとる。
第2配備 (警戒体制)	災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めた場合 3 市内で震度5弱が観測された場合 4 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたときで、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 沖縄本島地方に、「津波」の津波警報が発表された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 (救助体制)	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当規模の災害が発生した場合 2 沖縄気象台が、市の全域又は一部の地域で震度5強が観測された場合 3 沖縄本島地方に、津波警報が発表されたときで、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 4 沖縄本島地方に、「大津波」の津波警報が発表された場合 	災害救助の実施に必要な市災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 (非常体制)	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 2 市の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された場合 	全職員が配置につく。

■職員の配備体制の流れ



(3) 配備要員

配備要員の人数は、おおむね以下を基準とする。

部名	班名	配備要員人数			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
総務対策部	総務班	6	7	9	全員
	人事班	1	2	6	〃
	契約班	—	1	3	〃
	IT推進班	—	1	4	〃
	行政改革推進班	—	1	4	〃
	税務班	—	1	5	〃
	納税班	—	1	5	〃
	会計班	—	1	2	〃
	第一応援班	—	2	4	〃
	小計	7	17	42	〃
企画対策部	企画班	—	2	8	〃
	財政班	—	1	3	〃
	秘書広報班	—	1	3	〃
	小計	—	4	14	〃
市民経済対策部	市民生活班	—	1	4	〃
	環境対策班	1	2	3	〃
	市民班	—	1	6	〃
	産業政策班	—	1	4	〃
	観光農水班	—	1	3	〃
	小計	1	6	20	〃
福祉推進対策部	福祉総務班	1	3	3	〃
	保育班	—	3	14	〃
	障がい福祉班	—	1	5	〃
	生活福祉班	—	1	8	〃
	小計	1	8	30	〃
健康推進対策部	介護長寿班	1	2	8	〃
	国民健康保険班	—	1	6	〃
	健康増進班	—	1	8	〃
	小計	1	4	22	〃
建設対策部	都市計画班	—	2	9	〃
	建築班	1	2	7	〃
	土木班	1	2	4	〃
	第二応援班	—	1	7	〃
	第三応援班	—	1	3	〃
	小計	2	8	30	〃
基地対策部	基地渉外班	1	2	2	〃
	まち未来班	—	1	3	〃
	小計	1	3	5	〃

部名	班名	配備要員人数			
		第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備
教育対策部	教育総務班	—	1	4	〃
	教育施設班	1	2	4	〃
	生涯学習班	—	1	5	〃
	文化班	—	1	5	〃
	市民図書館班	—	1	2	〃
	小計	1	6	20	〃
指導対策部	指導班	—	3	15	〃
	給食班	—	1	2	〃
	小計	—	4	17	〃
消防対策部	総務班	—	1	3	〃
	予防班	—	1	3	〃
	警防班	—	1	4	〃
	消防班	1	2	20	〃
	小計	1	5	30	〃
上下水道対策部	総務班	—	1	8	〃
	業務班	—	1	4	〃
	水道施設班	—	1	3	〃
	下水道施設班	1	2	3	〃
	小計	1	5	18	〃
議会対策部	庶務班	—	1	4	〃
	合計	16	71	252	〃

2 部長及び副部長

市本部の部長及び副部長は、以下のとおりとする。

部名	部長	副部長
総務対策部	総務部長	総務部次長
企画対策部	企画部長	企画部次長
市民経済対策部	市民経済部長	市民経済部次長
福祉推進対策部	福祉推進部長	福祉推進部次長
健康推進対策部	健康推進部長	健康推進部次長
建設対策部	建設部長	建設部次長
基地対策部	基地政策部長	基地政策部次長
教育対策部	教育部長	教育部次長
指導対策部	指導部長	指導部次長
消防対策部	消防長	消防次長
上下水道対策部	上下水道局長	上下水道局次長
議会対策部	議会事務局長	庶務課長
その他本部長が認めるもの。		

3 所掌事務及び配備報告

(1) 各部の所掌事務

各部の所掌事務は、以下のとおりとする。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
総務対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する こと。
	総務班 班長 市民防災室長 副班長 総務課長	市民防災室職員 総務課職員	1 市本部会議に関する こと。 2 市本部の設置及び解散に関する こと。 3 市本部の庶務及び連絡調整に関する こと。 4 各部、各班の分掌事務の調整に関する こと。 5 防災会議及び関係機関との連絡調整に関する こと。 6 災害情報の収集及び関係対策部・関係機関への 連絡に関する こと。 7 関係機関に対する協力要請に関する こと。 8 災害調書の作成及び関係機関への報告に関する こと。 9 災害関係文書の受理及び発送に関する こと。 10 り災証明の発行に関する こと。 11 被災者台帳の作成に関する こと。 12 非常通信の運用に関する こと。 13 自衛隊への災害派遣要請の要求に関する こと。 14 広域応援要請に関する こと。 15 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する こと。 16 災害対策車両の配置及び輸送に関する こと。 17 防災行政無線による通信の確保に関する こと。 18 市有財産の被害調査及び災害対策に関する こと。 19 安否情報の提供に関する こと。 20 災害復興計画に関する こと。
	人事班 班長 人事課長	人事課職員	1 災害従事者の健康管理及び公務災害に関する こと。 2 災害時における職員の出勤配備及び勤務に関する こと。 3 職員の派遣要請又はあっせん要求に関する こと。 4 被災市職員の共済の窓口業務に関する こと。
契約班 班長 契約検査課長	契約検査課職員	1 災害応急対策用諸物資の購入に関する こと。 2 その他、市本部の事務に必要な器具等の整備 及び設置に関する こと。	

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
総務対策部	I T推進班 班長 I T推進課長	I T推進課職員	1 市内各地区、防災拠点等との通信手段の確保に関する事 2 市HP、庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び災害情報の発信に関する事
	行政改革推進班 班長 行政改革推進室長	行政改革推進室職員	1 災害対応のためのプロジェクトチームに関する事
	税務班 班長 税務課長	税務課職員	1 被災者に対する市税の減免に関する事 2 災証明の発行に関する事（大規模災害の場合）
	納税班 班長 納税課長	納税課職員	1 被災者に対する市税の徴収猶予に関する事 2 災証明の発行に関する事（大規模災害の場合）
	会計班 班長 会計課長	会計課職員	1 市本部の出納に関する事 2 義援金及び見舞金の保管及び出納に関する事
	第一応援班 班長 選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員	1 災害時における部内各班への応援に関する事
企画対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する事
	企画班 班長 企画政策課長 副班長 市民協働推進課長	企画政策課職員 市民協働推進課職員	1 災害時における本部長の特命事項に関する事 2 義援金、見舞金等の受付及び配分に関する事
	秘書広報班 班長 秘書広報課長	秘書広報課職員	1 災害に関する発表その他広報に関する事 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関する事 3 本部長及び副本部長の秘書に関する事 4 災害視察者に関する事
	財政班 班長 財政課長	財政課職員	1 災害対策費の資金計画に関する事 2 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関する事 3 災害時における部内応援に関する事 4 その他財政所管の災害調査及び対策に関する事

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
市民経済対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する こと。
	市民生活班 班長 市民生活課長	市民生活課職員	1 食料の調達及び供給に関すること。 2 災害時における消費生活の総合調整に関する こと。 3 災害時における交通安全対策に関すること。 4 被服、寝具その他生活必需品及び救援物資等 の保管及び管理、給付に関すること。 5 災害対策応急物資等の購入品の検収に関する こと。 6 義援品、見舞品等の受付及び配分に関するこ と。
	環境対策班 班長 環境対策課長	環境対策課職員	1 廃棄物の災害対策に関すること。 2 衛生関係の災害報告に関すること。 3 災害時の遺体安置に関すること。 4 災害時の動物の保護・収容に関すること。
	市民班 班長 市民課長	市民課職員	1 被災者の住民登録に関すること。 2 安否情報に関すること。
	産業政策班 班長 産業政策課長	産業政策課職員	1 災害時の商工業者の災害対策及び被害調査並 びに報告に関すること。 2 災害に関連した失業者の対策に関すること。 3 商工会、その他関係団体との連絡に関するこ と。 4 災害対策に要する労働力の供給に関すること。 5 所管の施設の災害対策及び被害調査に関する こと。
	観光農水班 班長 観光農水課長	観光農水課職員	1 市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関 すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 3 観光施設等の被害調査及びその対策に関する こと。 4 災害時の農業災害関係の被害調査及び対策に 関すること。 5 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害対策 及び被害調査に関すること。 6 農業協同組合その他関係団体との連絡に関す ること。 7 農業水産物のり災証明の発行に関すること。 8 被害農家等に対する災害資金の窓口業務に関 すること。 9 被災農家に対する生活指導に関すること。 10 災害時における農業災害補償の窓口業務に関 すること。 11 家畜感染症の防疫に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
市民経済対策			12 農地及び農業用施設の被害調査・報告及び災害復旧事業に関すること。 13 被害漁業者に対する災害資金の窓口業務に関すること。 14 災害時における水産物流通対策の窓口業務に関すること。
福祉推進対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	福祉総務班 班長 福祉総務課長 市社会福祉協議会事務局長	福祉総務課職員 市社会福祉協議会職員	1 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。 2 救助法の適用に関すること。 3 避難所などの総括に関すること。 4 生活再建支援に関すること。 5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。
	保育班 班長 子育て支援課長 副班長 児童家庭課長 こども企画課長	児童家庭課職員 子育て支援課職員 こども企画課職員	1 所管の福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被災児童の受入れに関すること。
	障がい福祉班 班長 障がい福祉課長	障がい福祉課職員	1 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。 2 所管の福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	生活福祉班 班長 生活福祉課長	生活福祉課職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。 2 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
健康推進対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	介護長寿班 班長 介護長寿課長	介護長寿課職員	1 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。 2 災害時における高齢者福祉に関すること。 3 所管の福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	国民健康保険課職員	1 医療関係施設の被害調査に関すること。 2 国民健康保険料（税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 3 災害時における健康保険等に関すること。
	健康増進班 班長 健康増進課長	健康増進課職員	1 保健所との連絡に関すること。 2 災害時の防疫に関すること。 3 感染症の調査及び防疫状況の報告に関すること。 4 災害時の食品衛生に関すること。 5 医療関係機関、団体などとの連絡及び被災者の応急救護に関すること。 6 災害時における医療品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 7 被災者の健康管理に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
建設対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する事 こと。
	都市計画班 班長 都市計画課長 副班長 施設管理課長	都市計画課職員 施設管理課職員	1 都市施設の災害応急復旧措置及び被害調査に 関すること。 2 都市公園及び街路樹の災害復旧措置及び被害 調査に関する事 こと。
	建築班 班長 建築課長	建築課職員	1 建築物の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 2 被災住宅の応急修理に関する事 こと。 3 応急仮設住宅の建設に関する事 こと。 4 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する 事 こと。 5 被災者の市営住宅への入居のあっせんに関 する事 こと。 6 被災建築物の応急危険度判定に関する事 こと。 7 民間建築物の被害状況調査に関する事 こと。 8 被災宅地危険度判定に関する事 こと。
	土木班 班長 土木課長	土木課職員	1 道路及び橋りょうの災害対策及び被害調査に 関すること。 2 災害時の道路及び橋りょうの使用に関する 事 こと。 3 急傾斜地などの災害対策及び被害調査に関 する事 こと。 4 海岸の保全対策に関する事 こと。
	第二応援班 班長 市街地整備課長	市街地整備課職員	1 災害時における各部班の応援に関する事 こと。
	第三応援班 班長 用地課長	用地課職員	1 災害時における部内各班の応援に関する事 こと。
	基地対策部	対策部全班	対策部全職員
基地渉外班 班長 基地渉外課長		基地渉外課職員	1 基地に関する災害対策及び被害調査に関する 事 こと。
まち未来班 班長 まち未来課長		まち未来課職員	1 基地に起因する災害に関する事 こと。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
教育対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する こと。
	教育総務班 班長 総務課長	総務課職員	1 部における情報の収集及び報告に関する こと。 2 災害時の教育施設の使用協力に関する こと。 3 災害についての広報活動に関する こと。 4 職員の災害補償に関する こと。 5 職員の健康管理に関する こと。 6 災害従事職員の公務災害に関する こと。 7 被災教職員の共済の窓口業務に関する こと。
	教育施設班 班長 施設課長	施設課職員	1 教育施設の災害対策及び被害調査報告に 関すること。 2 被災校舎の応急修理に関する こと。
	生涯学習班 班長 生涯学習課長	生涯学習課職員	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査 報告に関する こと。
	文化班 班長 文化課長	文化課職員	1 文化財の災害対策及び被害調査報告に 関すること。
	市民図書館班 班長 市民図書館長	市民図書館職員	1 所管の施設の災害対策及び被害調査に 関すること。
指導対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に 関すること。
	指導班 班長 学務課長 副班長 指導課長	指導課職員 学務課職員 はごろも学習セ ンター職員 幼稚園職員 小学校職員 中学校職員	1 県費負担教職員の動員に関する こと。 2 幼児、児童、生徒の安全確保、避難 及び救助に関する こと。 3 被災学校の応急授業措置に関する こと。 4 教材学用品の配布に関する こと。 5 教育事務所との連絡に関する こと。 6 幼児、児童、生徒の被害調査及び 防災教育に 関すること。 7 災害時の学校における保健衛生に 関すること。
	給食班 班長 学校給食セン ター所長	各給食センター 職員	1 災害時の炊き出し及び給食に関する こと。 2 災害時の学校給食に関する こと。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
消防対策部	総務班 [班長] 総務課長	総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内職員の配備に関すること。 3 部内職員の健康管理及び公務災害に関すること。 4 消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 災害の即報及び報道機関からの問い合わせ対応に関すること。 6 部内の他班に属しないこと。
	予防班 [班長] 予防課長	予防課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の原因及び損害調査に関すること。 2 火災り災証明の発行に関すること。 3 被害状況の調査、記録及び報告に関すること。 4 危険物製造所等の災害復旧対策の指導等に関すること。 5 災害時における火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの危険物の災害復旧対策に関する県、警察、関係機関との連携に関すること。
	警防班 [班長] 警防課長	警防課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動状況の把握及び記録に関すること。 2 災害情報の収集及び市本部への伝達に関すること。 3 災害状況の記録に関すること。 4 地域住民の避難誘導に関すること。 5 広域消防応援の受入れに関すること。
	消防班 [班長] 消防署長	消防署職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防法に基づく消防活動、その他応急災害対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動、その他応急災害対策に関すること。 3 災害防除及び救出避難に関すること。 4 警備、警戒、防衛活動などに対する警察との連絡協力に関すること。
上下水道対策部	総務班 [班長] 総務企画課長	総務企画課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道対策部の統括に関すること。
	業務班 [班長] 業務サービス課長	業務サービス課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 2 県企業局及び市の指定工事店との連絡に関すること。
	水道施設班 [班長] 水道施設課長	水道施設課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災水道施設の応急処置及び復旧整備に関すること。 2 災害時の水道使用に関すること。 3 災害時の飲料水の供給に関すること。 4 災害時の部内各班の応援に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
上下水道対策部	下水道施設班 班長 下水道施設課長	下水道施設課職員	1 下水道の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。 2 河川の保全対策に関すること。
議会対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	庶務班 班長 庶務課長	庶務課職員	1 議会との連絡調整に関すること。 2 災害時における議会活動に関すること。 3 災害時における部内各班への応援に関すること。

(2) 配備要員の指名

各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名する。

参考資料 7-2 災害対策配備要員指名名簿

(3) 配備報告書の作成

各部長は、毎年5月1日までに配備報告書を作成し、総務対策部総務班長に提出する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、総務班長に通知する。

参考資料 7-1 配備報告書

4 動員方法

(1) 本部会議の招集

本部長は、地震・津波により市内で重大な被害が発生したとき、津波警報や災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定する。

(2) 本部会議の招集に関する事務

本部会議の招集に関する事務は、総務班長が行う。

(3) 配備規模の通知及び配置

①人事班長は、本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。

②通知を受けた各部長は、各班長へその旨を通知し、その人数を人事班長に報告する。

③通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知する。

④通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

⑤配備要員は、「宜野湾市災害対策本部」の従事者であることを示すため、腕章等を身につける。

(4) 非常招集系統の確立

各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立する。

なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、人事班長に提出する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な他の機関に参集し応急対策に当たる。

参集途上においては、可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

参考資料 7-3 災害対策配備要員名簿

5 夜間及び休日における配備

(1) 守衛の災害時の対応

守衛は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、総務班長（市民防災室長）に注意報、警報を伝達するとともに、関係職員に連絡する。

(2) 非常参集

参集が必要な職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、災害が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、進んで所属長と連絡を取り、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に該当する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な他の機関に参集し応急対策に当たる。

なお、参集途上においては、可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

参考資料 7-4 災害概況調査票

(3) 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、市本部の設置、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を迅速に行うため、あらかじめ庁舎近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定するなど要員確保対策を講ずる。

6 意思決定順位

本部長（市長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合には、以下の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

①市長 → ②副市長 → ③総務部長

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

(総務対策部総務班・消防対策部)

地震・津波による被害の拡大を未然に防止するため、地震情報、津波警報等を迅速かつ的確に伝達するための措置について定める。

第1 地震情報・津波警報等の種類及び発表基準

1 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁から発表される地震情報等は、以下のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	・国外で地震が発生し、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、を概ね30分以内に発表。 また、日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を取りまとめた資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

2 津波警報等の種類及び発表基準

(1) 種類

- ア 津波警報等：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- イ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波警報等の発表基準

ア 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、

地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(3) 津波情報の種類

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。

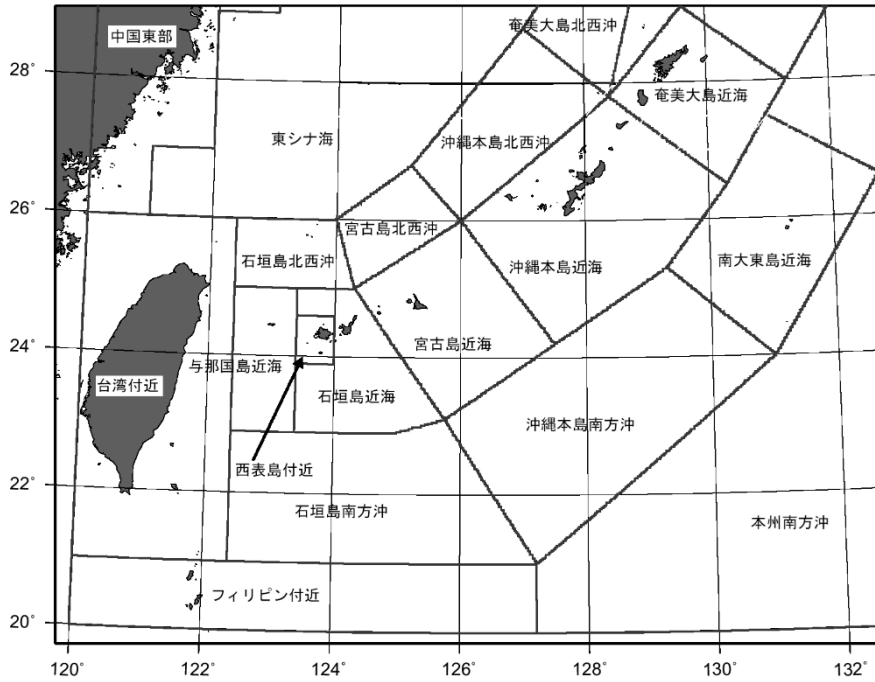
(5) 津波予報区

沖縄県には「沖縄本島地方」、「大東島地方」及び「宮古島・八重山地方」の3つの津波予報区があり、宜野湾市は「沖縄本島地方」に属している。

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（名護市、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡〔国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村〕、中頭郡〔読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町〕、島尻郡の一部〔粟国村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、久米島町〕

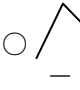
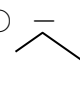
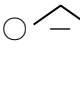
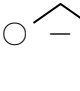
(6) 震央地名

津波情報や地震情報等で発表する震央地名の区分は、以下のとおりである。



3 津波警報等の標識

津波警報等の標識は、以下による。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報	(連点) ●—●—●—●	(約3秒) ○—  — (約2秒)(短声連点)
津波警報	(3点と2点との斑打) ●—●—●—●—●—●	(約5秒) ○—  —○— (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) ●—●—●—●—●—●	(約10秒) ○—  —○— (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分) ○—  —○— (約3秒)

※ 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 市が行うことのできる津波警報

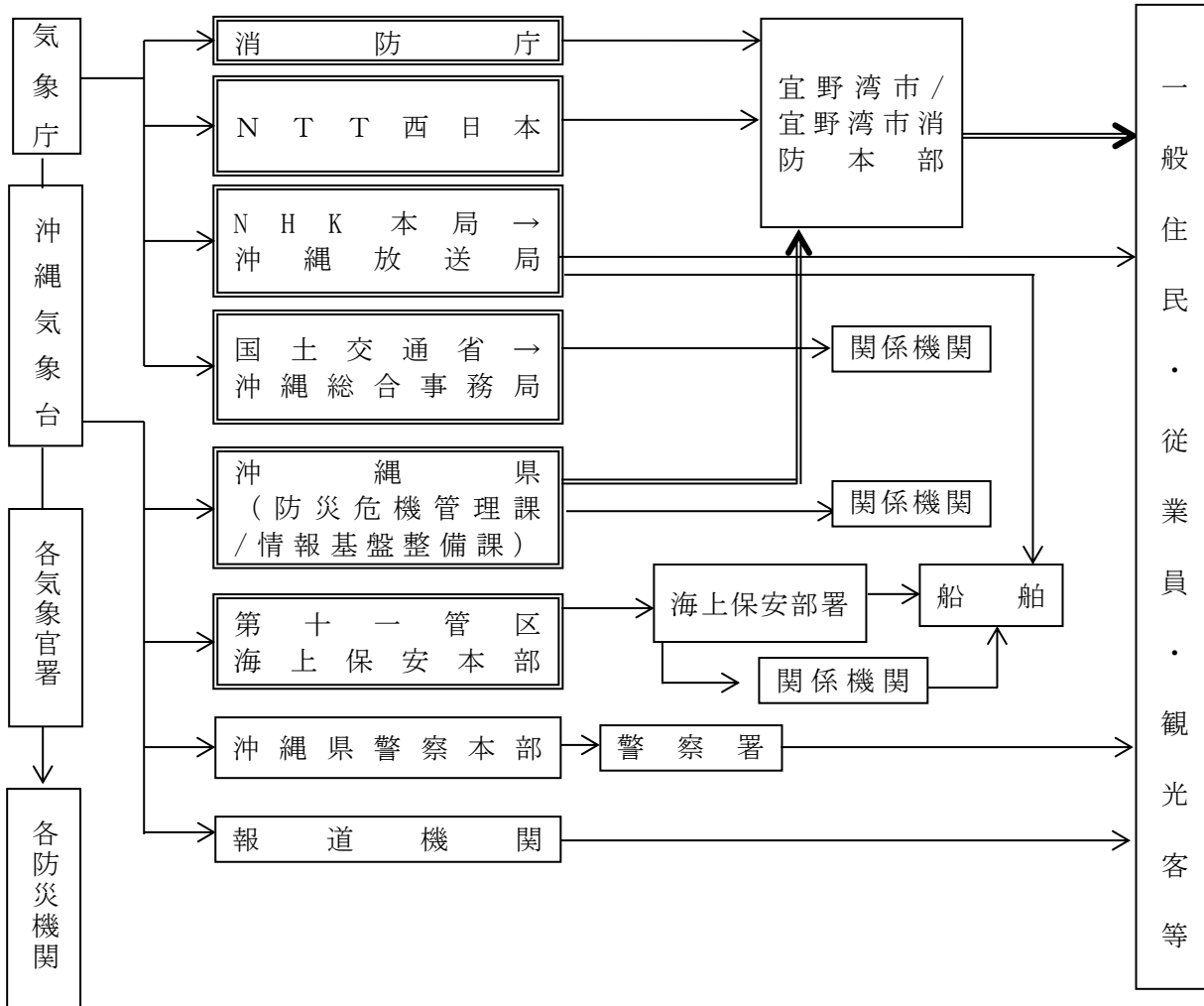
災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなかった場合、市長は津波警報を発令することができる。

市長は、津波警報を発令した場合は、異常現象の発見通報体制にならって気象官署に通報する。

第2 地震情報・津波警報等の伝達

1 伝達系統図

地震情報・津波警報等の伝達系統は、以下のとおりとする。



地震情報及び津波警報等の伝達系統図

- (注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 (注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2 津波警報の伝達要領

(1) 住民等への徹底

市は、あらかじめ定められた方法により、入手した情報を住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して伝達する。

(2) 津波警報等の解除

津波警報等の解除は上記の系統図の伝達体制に準ずる。

3 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、宜野湾市消防本部、警察に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民等に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

また、宜野湾市消防本部、警察の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第3 緊急地震速報の活用

1 緊急地震速報の概要

緊急地震速報とは、地震の発生直後に、気象庁が震源に近い地震計で観測された地震波を解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定するとともに、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを素早く知らせる警報のことである（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して発表される。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の予報区

緊急地震速報で使用される予報区を以下に示す。

	府県予報区の名称	区域の名称
宜野湾市	沖縄本島	沖縄県本島中南部

3 緊急地震速報の入手方法

緊急地震速報は、以下のいずれかにより入手するよう努める。

(1) 防災行政無線による放送

市は、消防庁による全国瞬時警報システム（J-アラート）を受け、防災行政無線による放送を行う。

(2) テレビやラジオによる放送

NHK（日本放送協会）は、テレビやラジオにおいて、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際に、文字や音声等により放送する。

(3) 携帯電話による受信

携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。

なお、受信できる携帯電話のことや受信するための設定等の詳細については、携帯電話各社へ問い合わせが必要になる。

(4) 施設の館内放送

緊急地震速報の館内放送を行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることができる。

(5) 受信端末等を利用した情報の入手

緊急地震速報の受信端末や、表示ソフトをインストールしたパソコン等へ、緊急地震速報を提供する事業者もある。

4 緊急地震速報を入手した場合の行動

地震の強い揺れが来るまでの時間は、緊急地震速報を見聞きしてから数秒から数十秒しかないため、短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

そのため、緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、周りの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本となる。

具体的な行動を以下に示す。

(1) 屋内にいる場合

ア 家庭

(ア) 頭を保護し、丈夫な机の下等、安全な場所へ避難する。

(イ) あわてて外に飛び出さない。

(ウ) 無理に火を消そうとしない。

イ 人が大勢いる施設

(ア) 施設の係員の指示に従う。

(イ) 落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。

(2) 乗り物に乗っている場合

ア 自動車運転中

(ア) あわててスピードを落とさない。

(イ) ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促す。

(ウ) 急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。

(エ) 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

イ エレベーター

最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

(3) 屋外にいる場合

ア 街中

(ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。

(イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

イ 山やがけ付近

落石やがけ崩れに注意する。

参考資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

第3節 避難計画（福祉推進対策部・総務対策部・消防対策部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

なお、避難計画の詳細については、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を踏まえ、「避難情報の発令基準」の作成も含まれており、市は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。

第1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難促進、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難情報等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

1 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	—
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をする暇のないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	—
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波 高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	—
水防管理者	洪水、津波 高潮	水防法第29条	—

2 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	—
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員を含む。）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む。）警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき、又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	洪水、津波 高潮	水防法第21条	—
警察官	洪水、津波 高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

【避難指示と警戒区域の設定の違い】

警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もある。したがって、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合があり、最近では雲仙・普賢岳の火山災害（平成3年6月）時に警戒区域を設定している。

3 避難の誘導

避難所への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

4 避難所の開設及び受入れ・保護

避難所の開設及び受入れ・保護は市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び受入れ・保護は、知事の補助機関として市長が行う。

また、広域避難等において本市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

第2 避難情報等の運用

1 避難情報等の種類

避難情報等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
自主避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①本市において震度4が観測され、市長が必要と認めたとき ②遠地地震等による津波が到達すると予想されるとき ③市長が必要と認めたとき	なし
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第60条
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

■津波の避難情報は「避難指示」

-避難情報に関するガイドライン 令和3年5月 内閣府-

津波は、地震発生後短時間で来襲し災害をもたらす場合があることから、複数の避難情報があるとした場合、市に限られた時間でいずれの情報を発令するか判断を行うことは困難であり、また、情報の受け手である居住者等においても避難行動に混乱をきたすおそれがある。

また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、市長は基本的には「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。（実際の避難の呼びかけは、地域の実情に応じて工夫することとする。）

さらに、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

なお、最も重要なことは、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動する必要がある。

2 避難情報の内容

避難情報の実施者は、避難の種類の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難の種類の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

3 避難情報の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を「第3章 第1節 第2 電気通信業務用電気通信設備の利用方法」に準じて要請する。

4 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 市長の措置・市長→知事（防災危機管理課） |
| イ | 知事の措置 |
| | （ア） 災害対策基本法に基づく措置 |
| | ・知事（防災危機管理課）→市長 |
| | （イ） 地すべり等防止法に基づく措置 |
| | ・知事（海岸防災課）→所轄警察署長 |
| ウ | 警察官の措置 |
| | （ア） 災害対策基本法に基づく措置 |
| | ・警察官→所轄警察署長→市長→知事（防災危機管理課） |
| | （イ） 警察官職務執行法（職権）に基づく措置 |
| | ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市長 |
| エ | 自衛官の措置 |
| | ・自衛官→市長→知事（防災危機管理課） |
| オ | 水防管理者の措置 |
| | ・水防管理者→所轄警察署長 |

5 放送を活用した避難情報の伝達

市及び県は、市長が避難情報を発令した際には、「放送を活用した避難情報の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

6 解除の基準

ア 避難情報の解除については、当該地域が避難情報発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難情報発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

第3 避難の実施の方法

市は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

1 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

2 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

3 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、市の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

4 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

第4 避難所の開設及び収容保護

1 避難所の設置

市は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

2 福祉避難所の設置

市は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

3 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

4 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

第5 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第12節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

第6 避難所の運営管理

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

1 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

2 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

3 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による

避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

第7 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

第8 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

第9 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

第10 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第11 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告・指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への受入れ・保護の実施者は、本章本節第1「実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本章本節第2「避難情報等の運用」のとおりとする。

市は、別途定める「津波避難計画」に基づき、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

(2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

(3) 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難先は、「津波避難計画」で定められた津波浸水想定区域外の安全な高台とする。

津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

4 避難誘導

「津波避難計画」で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、高齢者・障がい者等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

また、米軍基地内の避難経路を利用した避難については、在沖米軍と連携して避難誘導を実施する。

5 避難所の開設、受入れ・保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に受入れる。

第4節 被災建築物の応急危険度判定計画 (建設対策部建築班)

市は、地震により被災した建築物について、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、沖縄県が策定した「応急危険度判定実施要綱」に基づき、実施マニュアルを作成する。

また、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

なお、応急危険度判定は、り災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものである。

第1 応急危険度判定士

応急危険度判定士とは、被災地において、市長又は県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者をいう。

第2 応急危険度判定士の登録

応急危険度判定士は、県知事が行う講習会等を受講して認定登録を受ける。

第3 登録証の携帯

応急危険度判定士は、判定活動に従事する場合、常に身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用する。

第4 判定作業

判定作業は、2人で行い、調査表等の定められた基準により客観的に判定する。その際、危険と思われる建築物には立ち入らずに調査する。

第5 判定結果の表示

応急危険度判定の結果は、三種類の判定ステッカーのいずれかを出入口等の見やすい場所に表示することにより、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明及び二次災害防止のための処遇についても明示し、判定結果に対する問い合わせ先も表示する。

■判定ステッカー

判定結果	調査済	要注意	危険
ステッカーの色	緑	黄	赤

第5節 被災宅地の危険度判定計画（建設対策部建築班）

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、沖縄県が策定した「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

また、判定実施本部を設置するとともに、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

なお、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 組織・動員・避難所運営計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第1章第1節「組織・動員計画」を準用する。

第1 市災害対策本部の設置及び解散

1 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、以下の基準により設置する。

- (1) 市の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがある場合
- (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域内に重大な被害が発生した場合
- (3) 大規模な火事、爆破その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域内に重大な被害が発生した場合
- (4) 市の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき
- (5) 県に本部が設置された場合において、本市に本部設置の必要を認めた場合

2 市災害対策本部の設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒体制の構築

災害による被害発生又は被害拡大を防止するための警戒活動が必要な場合は、以下の基準により災害対策準備体制をとるものとする。なお、災害の状況等を勘案のうえ必要に応じて、後述の市災害警戒本部体制に移行する。

ア 気象情報などにより災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき

(2) 市災害警戒本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を本部長とした災害警戒本部を以下の基準で設置する。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたのに伴い、市域内の災害に関する情報の収集伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。

イ 暴風、大雨又は洪水その他の異常な自然現象により市の全域または一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合。

ウ 前各号の他市域内に発生した災害に対し、災害予防及び災害応急対策の実施を副市長が必要と認めた場合。

第2 配備基準

配備は、おおむね以下の基準により第1配備から第4配備までに区分する。

配備体制	本部	配備基準	配備内容
第1配備 (災害対策準備体制)	—	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。
第2配備 (警戒体制)	災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 市の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処を要する場合 暴風、大雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 	<ol style="list-style-type: none"> 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 その他の職員は配置に備え待機する。
第3配備 (救助体制)	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 暴風、大雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合 	災害救助の実施に必要な市本部要員は配置につく。
第4配備 (非常体制)	災害対策本部	災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	全職員が配置につく。

第3 自主避難所の開設及び受け入れ・運営管理

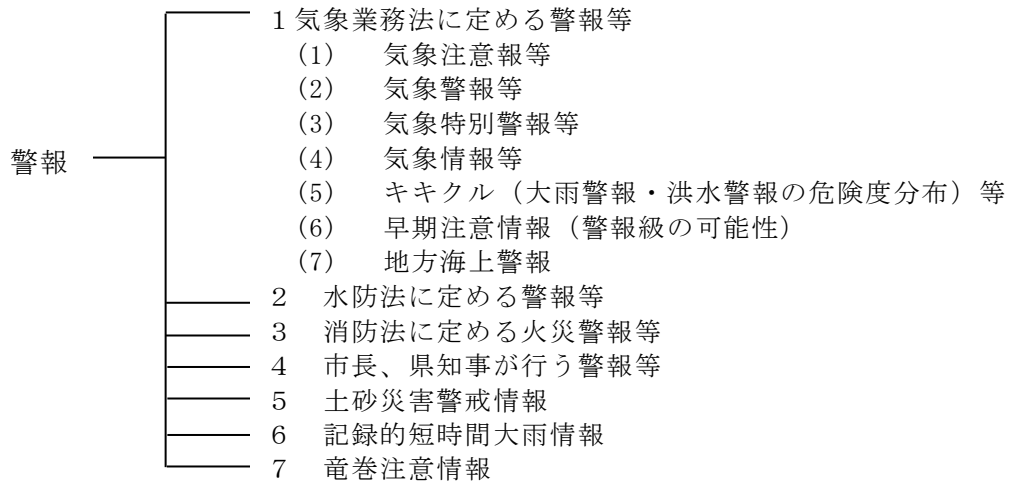
自主避難所開設時における避難者の収容及び避難所の運営管理については、福祉推進対策部・健康推進対策部が担う。

第2節 気象警報等の伝達計画

(総務対策部総務班・消防対策部)

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、警報等の発表基準や伝達体制の住民への周知を徹底するなどの措置を講ずる。

第1 気象警報等の種類及び発表基準



1 気象業務法に定める警報等

- (1) 気象注意報等
気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報のこと。
- (2) 気象警報等
気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報のこと。
- (3) 気象特別警報等
気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかける予報のこと。
- (4) 気象情報等
気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

※ 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生しているもおおしくない状況である。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に避難指示を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。

なお、キキクル（大雨警報・洪水警報）の危険度分布）等の概要は次のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

(7) 異常潮位に関する情報

「異常潮位」とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに気象官署が発表する。

(8) 地方海上警報

海上船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して、強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

ア 地方海上予報区の範囲と細分名称

(7) 沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

(1) 細分名称

a 沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

b 東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）

c 沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

イ 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m未満（0.3カイ未満）

海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 以上～34 ノット未満）
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 以上～48 ノット未満）
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 以上～64 ノット未満）
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

2 水防法に定める警報等

(1) 水防活動用気象情報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は、以下に定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替する。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は県知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において水防法に基づき発するものをいう。

(3) 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

3 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

以下のいずれかに該当する場合、市の区域を対象として、市長が、火災警報を発する。

ア 消防法の規定より沖縄県知事から火災気象通報を受けた場合

イ 気象が以下の状況又はその他の理由により火災予防上危険であると認めた場合

(ア) 実効湿度 60%以下であって、最小湿度が 50%以下となり、最大風速が 10m 以上の見込みの場合

(1) 平均風速 15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合（降雨中は通報しない場合がある。）

(2) 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に火災気象通報を発表する。

4 市長が行う警報等

市長は、以下の場合、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達する。

この場合において必要があると認めるとき、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

(1) 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合

(2) 自ら災害に関する予報若しくは警報を知った場合

(3) 自ら災害に関する警報をした場合

5 土砂災害警戒情報

沖縄県と気象台が共同で作成・発表する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示の発令判断や災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。

また、所定の監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと判断されるとき解除される。

(2) 土砂災害警戒情報の発表形式

市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせ発表される。

なお、補足情報として、1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階判定した「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が発表される。これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

(3) 土砂災害警戒情報の利用における留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れ等の表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意するものとする。

(4) 市の対応

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第2 気象警報等の発表及び解除の発表機関

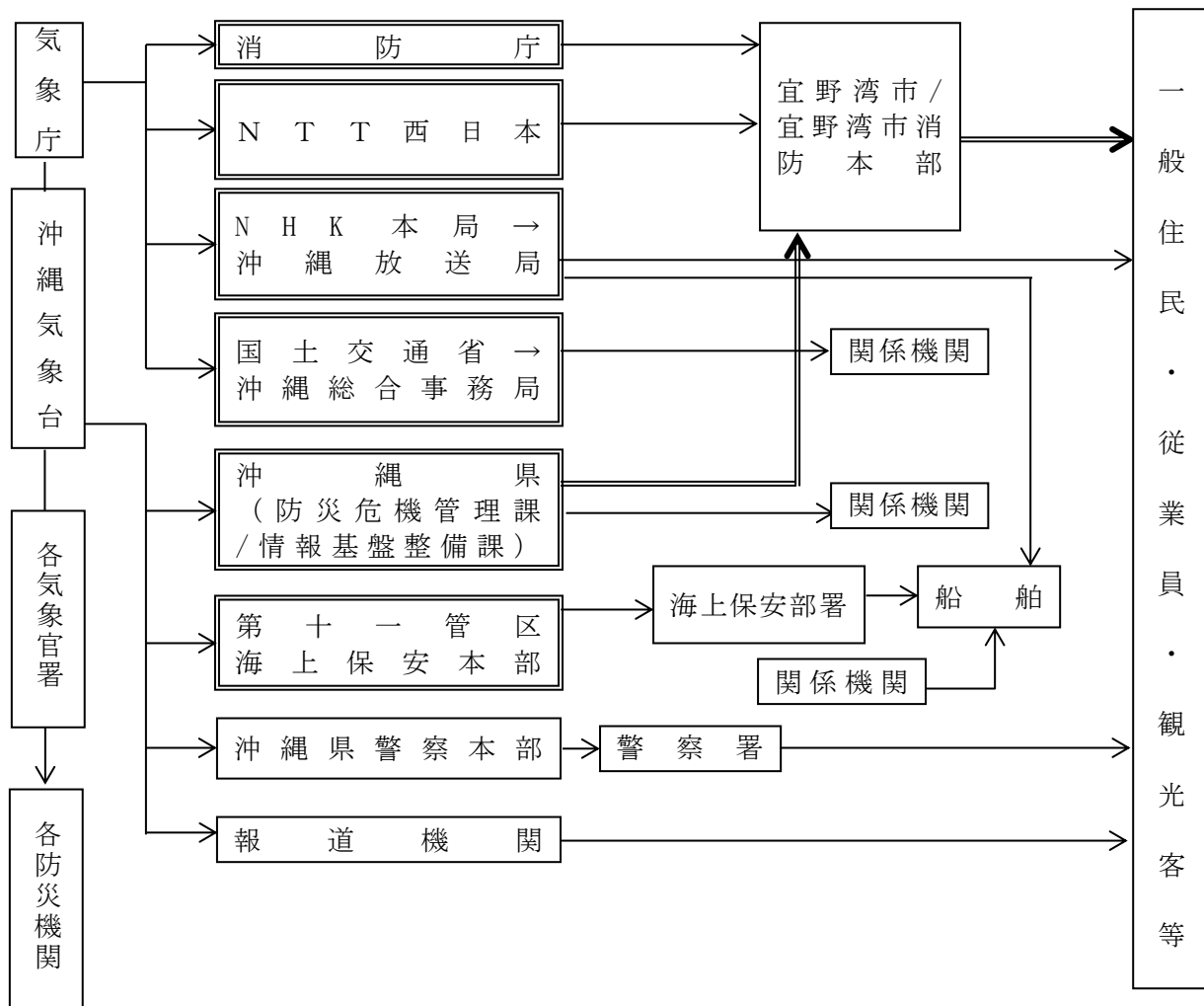
警報等の発表及び解除は以下の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	宜野湾市
洪水 //		
強風 //		
波浪 //		
高潮 //		
濃霧 //		
雷 //		
乾燥 //		
霜 //		
低温 //		
大雨(土砂災害、浸水害)		
警報		
洪水 //		
暴風 //		
波浪 //		

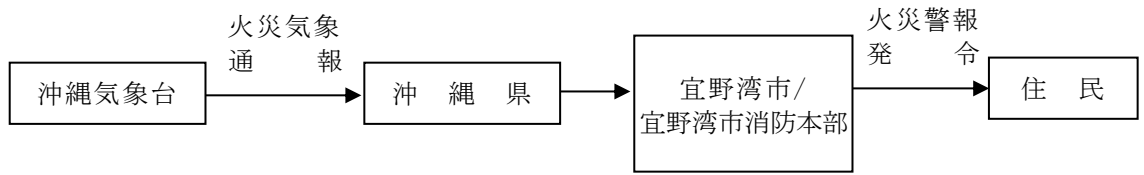
高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃		
記録的短時間大雨情報 (発表のみ)	気象庁	宜野湾市
竜巻注意情報 (発表のみ)	気象庁	本島中南部 (一次細分区域)
火災警報	市長	市内
水防警報	国土交通大臣 県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄气象台	宜野湾市

第3 気象警報等の伝達

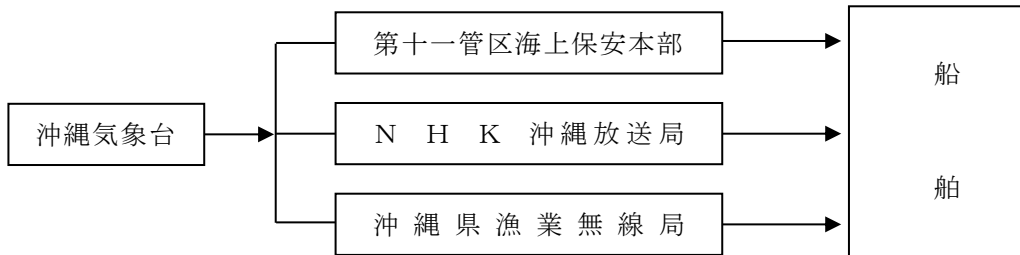
1 気象警報などの伝達



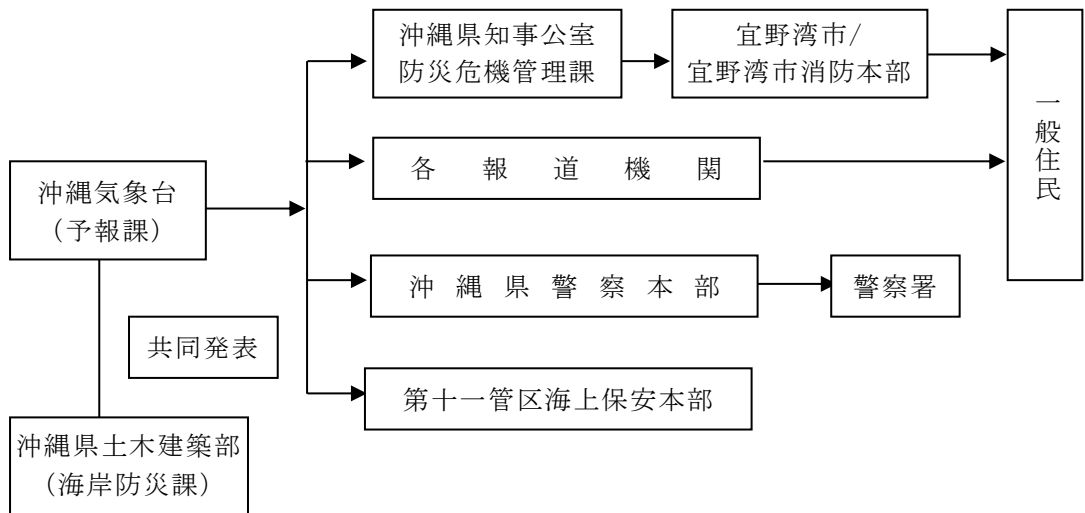
2 火災警報などの伝達系統図



3 地方海上警報などの伝達系統図



4 土砂災害警戒情報の伝達系統図



第4 気象警報等の受領責任及び伝達方法

1 消防対策部への通報

関係機関から通報される警報等は、消防対策部において受領し、迅速かつ確実に情報を収集する。

2 総務対策部長又は総務班長への伝達

関係機関から警報等を受領した消防対策部は、直ちにその旨、総務対策部長又は総務班長に伝達する。

3 市長への報告

上記2により通知を受けた総務対策部長又は総務班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告する。

4 文書での記録

消防対策部から伝達される警報等の受領においては、以下の事項について文書をもって記録する。

- (1) 警報等又は災害の種類
- (2) 発表又は発生の日時
- (3) 警報等又は災害の内容
- (4) 送話者及び受話者の職氏名
- (5) その他必要な事項

防災機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に収集する。

第5 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

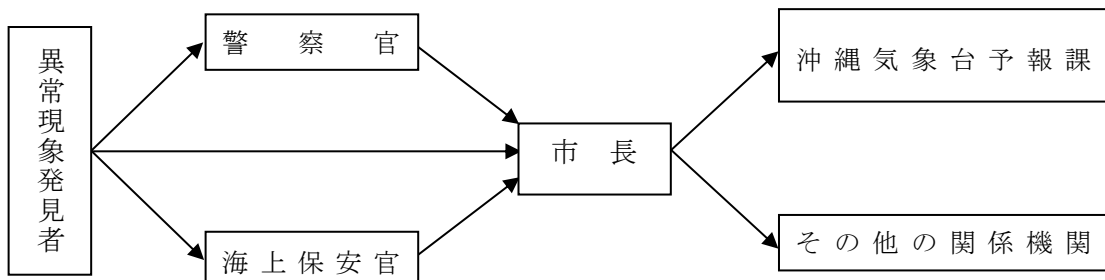
沖縄气象台等の関係機関から発表された警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等のできるだけ具体的な情報を以下により速やかに通報する。

1 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね以下に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
	地震関係	地すべり	地面にひび割れができる等
	地震関係	ひん発地震	数日間以上にわたり、ひん繁に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

2 異常現象発見者の通報系統図



3 異常現象発見時の通報要領

(1) 異常現象発見者

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長又は各担当区域の警察官若しくは海上保安官に通報する。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。

(3) 通報を受けた市長

通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図により、その旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 水防計画（建設対策部土木班・上下水道対策部下 水道施設班・消防対策部）

この計画は、水防法、沖縄県水防計画及び災害対策基本法の主旨に基づき、宜野湾市域における河川等の洪水又は高潮等の水害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第1 実施責任者

市長は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御し、円滑な水防活動が行われるよう、消防機関、水防団、その他必要な機関を組織する。

第2 水防責任

1 市の責任

市は、この水防計画に基づき区域内の水防に対処するよう努める。

2 ため池管理者の責任

ため池管理者は、水防管理者が水害を予想するときは水防管理者の指示に従う。

3 一般住民の水防義務

一般住民は、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力し、また市、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事する。

第3 水防本部の設置

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある警報等（以下「水害に関する警報等」という。ただし、暴風警報を除く。）を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまで水防本部を設置する。

なお、水防本部だけではその対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第23条の2に基づく市災害対策本部を設置し、この場合、水防本部は市災害対策本部に編入する。

第4 水防本部の組織構成

水防本部の組織構成は以下のとおりとする。

- | | |
|--------|-----|
| 1 本部長 | 市長 |
| 2 副本部長 | 副市長 |
| 3 本部役員 | 各部長 |

第5 水防本部連絡会議

1 連絡会議の設置

水防本部に連絡会議を置き、本部役員その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

2 重要事項についての協議

連絡会議は、水防対策上重要な事項について協議する。

第6 事務分掌

水防本部の事務分掌は、市災害対策本部の所掌事務に準ずる。
ただし、建設対策部、上下水道対策部及び消防対策部の事務分掌は以下のとおりとする。

1 建設対策部・上下水道対策部

- (1) 水防本部の会議に関すること。
- (2) 水害に関する警報等の受理・伝達に関すること。
- (3) 災害情報の受理・伝達に関すること。
- (4) 河川、土木等に関する水害調査及び報告に関すること。
- (5) 水防に係る応急仮設対策に関すること。
- (6) その他関係機関との連絡調整に関すること。

2 消防対策部

水防に関する情報の収集、動員配備等の消防対策部の事務分掌は、消防業務の性質上、消防対策部長に委ねる。

第7 水防非常配備と出動

常時勤務から水防非常配備体制への切替えを確実にを行うため、本部長は以下の要領により配備する。

1 水防非常配備体制の種類

配備体制	内 容
第1 配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第2 配備体制	水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の半数を配備する。
第3 配備体制	情報を総合して事態切迫するに至って、第2 配備体制で処理困難な状態が認められる場合は、完全水防体制のため所属人員全員を配備する。

2 非常登庁

水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防非常配備体制の発令が予想されるときは、進んで所属長と連絡を取り、又は自らの判断により登庁する。

第8 水害対策巡視

建設対策部、上下水道対策部及び消防対策部は、県からの通報又はその他の方法により水害に関する警報等発表を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

なお、水防対策巡視に当たっては、水防活動従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

1 水位の通報

巡視員は、河川及びため池等の水位を逐次、建設対策部、上下水道対策部及び消防対策部に報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。

2 潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2 m以上）に達したときは、直ちに関係対策部、関係機関、団体等に通報する。

第9 避難のための立ち退き

洪水、高潮又は津波等により著しい危険があると認めるときは、水防本部は、水防法第22条に基づき、第3章第3節「災害広報計画」及び第3章第6節「避難計画」に基づいて避難のための広報及び誘導を実施する。

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画（総務対策部総務班・消防対策部）

この計画は、災害に関する警報等及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等を迅速かつ確実に受理伝達するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期すことを目的とする。

第1 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうちから実状に即した方法で行う。

ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、あらかじめ管理者と利用方法等、必要な手続を協定で定めて、災害時に利用できるよう万全を期す。

第2 電気通信業務用電気通信設備の利用方法

1 一般加入電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続により通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図る。

なお、臨時電話が設置できる状況においては、被災地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。

2 「非常電話」の利用方法

災害時における「非常電話」による優先利用を図るため、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、非常通話用電話の指定を受ける。

参考資料 2-10 非常電話一覧

3 電報による通信

災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図る。

非常電報の申込みにおいては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常とある旨を告げて頼信する。

第3 専用通信施設の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合は、以下に掲げる専用通信施設を、あらかじめ協議して定めた手続により利用するものとする。

1 消防無線電話による通信

市の消防無線電話を利用し、消防対策部又は通信相手機関を管轄する我如古出張所等を通じ通信連絡する。

2 警察電話による通信

沖縄県警察本部の警察優先電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、派出所等を経て通信連絡する。

3 警察無線電話による通信

沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、上記2に準じて通信連絡する。

4 沖縄県防災行政用無線電話による通信

沖縄県防災行政用無線電話回線を利用し、通信連絡する。

5 非常無線による通信

非常無線通信を利用できる時期は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときで、以下の場合において非常無線通信を利用して通信連絡する。

なお、沖縄地方非常無線通信協議会の主な構成機関は、参考資料のとおりである。

- (1) 有線通信の利用ができず、その非常通報の目的を達成することができない場合
- (2) 有線通信の利用が著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない場合

参考資料 2-11 沖縄地方非常通信連絡協議会の主な構成機関（無線局一覧）

第4 市における措置

1 有線放送設備の利用

市は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備の利用についてあらかじめ施設の管理者と協議する。

2 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議する。

3 放送要請の依頼

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなど、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

(総務対策部・消防対策部)

災害状況等の収集・伝達、報告は以下による。

第1 実施責任者

1 市長

市長は、市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。県に報告できない場合においては、国（総務省消防庁：03-5574-0119）に報告する。

なお、市長は被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

2 消防機関

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）、県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

第2 災害状況の収集

1 災害情報の把握

市は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- (1) 人的被害、住家被害、火災に関する情報
- (2) 避難指示等の状況、警戒区域の指定状況
- (3) 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- (4) 医療機関の被災状況、稼働状況に関する情報
- (5) 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- (6) ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- (7) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (8) 漁港の被害及び応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- (9) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2 推定による被害情報の把握

大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施する。

また、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定する。

さらに、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、市、消防対策部、消防団、警察本部等から「推定情報」についても報告してもらおう。

3 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、各職員は、事前に設定した自宅から職場までの参集ルートの途上で情報を収集する。

参考資料 7-4 災害概況調査票

4 非常災害に係る情報の収集

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況においても、迅速に当該情報の報告に努める。

5 各部による調査収集

市災害対策本部における各部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、総務対策部長に報告する。

第3 災害報告

市長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第22条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

なお、報告の種類別は、災害発生時の時間的経過に従って区分し、その種類及び要領は以下のとおりとする。

1 報告の種類

- (1) 災害概況即報
- (2) 被害状況即報
- (3) 災害確定報告
- (4) 災害年報

2 報告要領

- (1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に、災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

県に報告できない場合においては、総務省消防庁に報告する。

参考資料 7-6 災害即報様式

■災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、がけ崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。		
応急対策の状況	当該災害にたいして、市（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入する。特に、住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。		

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を、県災害対策地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

県に報告できない場合においては、総務省消防庁に報告する。県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

なお、報告に当たっては、被害状況判定基準によるとともに、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

参考資料 7-5 被害状況判定基準
参考資料 7-6 災害即報様式

■災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告する。	
避難の状況	避難の指示等をした者、対象となった区域及び人員、避難場所等、避難の指示等をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告する。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告する。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告する。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告する。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を、県災害対策地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

参考資料 7-7 災害報告様式

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを、災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

参考資料 7-7 災害報告様式

(5) 災害に対してとられた措置の報告

災害に対してとられた措置についての報告は、以下のとおり報告する。

ア 市災害対策本部設置の状況

災害対策本部設置の有無及び設置の場合において、設置及び閉鎖の日時を報告する。

イ 避難指示の状況

避難指示をしたもの、対象となった区域及び人員、緊急避難場所等、避難指示した日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告する。

ウ 消防機関の活動状況

出動消防職員数及び消防団員数（延人員）消防機関の出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告する。

エ 応援要求状況、職員派遣状況

応援を要求した場合、氏名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告する。

オ 応援措置の概要

消防、水防その他の応援措置について概要を報告する。

カ 救助活動の概要

被災者に対する救助活動について概要を報告する。

参考資料 3-1 災害情報連絡系統図

第4 地震発生直後の第1次情報の報告

地震発生時においては、本章本節第3「災害報告」に掲げた災害報告に加え、以下のとおり、第1次情報を報告する。

- 1 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- 2 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- 3 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市域(海上を含む。)内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第5 安否情報の提供

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害広報計画（企画対策部秘書広報班・総務対策部 IT推進班）

この計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、災害広報の迅速化を図ることを目的とする。

第1 実施内容

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

第2 防災機関の連絡

各防災機関は、相互に情報交換を行うよう努める。

第3 広報活動

1 実施責任者

市長は市域における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行う。

2 実施要領

(1) 秘書広報班長への通知

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、直接秘書広報班長に、原則として文書でもって通知する。

(2) 住民及び報道機関への広報

秘書広報班は、各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により、速やかに住民及び報道機関へ広報する。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 住民に対する広報の方法

収集した災害及び応急対策に関する情報、注意事項等、住民に通知すべき広報は、その内容に応じ以下の方法により行う。

(1) 市災害対策本部と速やかに情報収集を行い、報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等により行う方法

(2) 広報車の巡回により行う方法

(3) インターネット、写真、ポスター等の掲示により行う方法

(4) 防災行政無線により行う方法

(5) エリアメール、ツイッター、フェイスブック等の活用

4 報道機関に対する情報等の発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表
報道機関に対する情報等の発表は、すべて秘書広報班において行う。
- (2) 記者会見の実施
定期的に記者会見を行い情報の提供を図る。なお、報道機関からの要請があった場合、出来る限り臨時的に記者会見を開き、対応する。
- (3) 報道機関との協議
情報等の発表に際しては、特に必要のある場合には広報内容をあらかじめ報道機関と協議する。
- (4) 報道機関からの情報連絡員の受入れ
災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり市に情報連絡員を派遣し、市はそれを受入れる体制を整える。
- (5) 報道機関への取材自粛要請
報道機関に対し、必要に応じて市災害対策本部や避難所等での取材活動を自粛するよう要請する。

5 広報の内容

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 不要不急の電話の自粛
- (2) 被災者の安否
- (3) 空き病院の情報
- (4) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (5) 交通情報
- (6) 食料・生活物資に関する情報
- (7) 電気・ガス・水道等の復旧の見通し
- (8) その他必要と認める事項

6 住民からの問い合わせに対する対応

- (1) 広報窓口の設置
来庁者に対する広報窓口を設置する。
- (2) 広報車の派遣
広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を行う。
- (3) 住民専用窓口の設置等
住民専用電話・市ホームページを設置するとともに、エリアメール、ツイッター、フェイスブック等を活用し、広聴活動を行う。
- (4) 要配慮者への対応
要配慮者に適した広報活動（手話、外国語通訳等）を行う。

参考資料 2-12 報道機関一覧

第4節 自衛隊災害派遣要請計画（総務対策部総務班）

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊の派遣要請を要求するためのものである。

第1 災害派遣要請の要求をする場合の基準

自衛隊法に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求をする場合の基準は、以下のとおりとする。

- 1 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合

なお、上記以外に、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待つ暇がない場合において、要請を待つことなく、自衛隊の判断に基づいて部隊等を自主派遣する場合がある。

第2 市長の派遣要請要求等

1 知事への派遣要請要求

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する以下の事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

参考資料 7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

2 防衛大臣等への通知

市長は、上記1の要求ができない場合においては、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事（防災危機管理課）に報告する。

第3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常以下のとおりである。

- 1 被災状況の把握（偵察行動）
- 2 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- 3 避難者等の捜索、救助
- 4 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- 9 炊飯及び給水支援
- 10 救援物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- 11 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- 12 その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

第4 派遣部隊との連絡調整

災害の発生が予想される場合、市は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

第5 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市は、以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

1 作業の決定

災害地における作業等に関しては、県及び派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。

2 業務処理の責任者の指定

自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定する。

3 宿泊施設等の提供

派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供する。

4 消耗品等の準備

災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備する。

第6 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官の措置に伴う損失・損害については、市が補償を行う。

- 1 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- 2 自衛官の従事命令（災害対策基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

第7 経費の負担区分等

1 一般的な経費

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、以下に掲げるものは、市及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上決定する。

- (1) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- (2) 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- (3) 岸壁使用料

2 その他の経費

その他上記1に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行う。

第8 ヘリポートの準備

1 スペースの確保

ヘリポートとして使用可能なスペースを極力確保する。

2 適地の選定

人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、市においてヘリポートの準備要領を考慮して地域ごとに適地を選定する。

参考資料 3-4 ヘリポートの準備要領

第5節 広域応援要請計画（総務対策部総務班）

市は、大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急措置が実施できない場合においては、以下により応援要請を行う。

第1 県及び他市町村への応援要請

1 職員の派遣の要請

ア 指定地方行政機関への職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（基本法第29条第2項）

イ 市町村への職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村長に対し当該市町村の職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17）

ウ 文書の記載

市長は、ア及びイによる職員の派遣の要請を行う場合は、以下に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- ・派遣を必要とする理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあつせん

ア 指定地方行政機関職員の派遣あつせん要求

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。（基本法第30条第1項）

イ 職員の派遣あつせん要求

市長は、災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求める。（基本法第30条第2項）

ウ 文書の記載

市長は、ア及びイによる職員のあつせんを求める場合は、上記1のウの要請に準じた文書をもって行う。

3 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。

4 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

第2 消防機関における応援要請

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

第3 海外からの支援の受入れ

県より、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。

第4 その他の広域応援要請

その他の広域応援要請が必要な場合は、県主導のもと県との連携を図る。

参考資料 6-1 各団体との災害時等における協力協定

第6節 避難計画（福祉推進対策部・健康推進対策部 ・総務対策部・消防対策部・全対策部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

なお、避難計画の詳細については、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）を踏まえて別途作成する「避難指示等判断・伝達マニュアル」に定めるものとする。

第1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、「第2章 第3節 第1 実施責任者」のとおりとする。

第2 避難情報に関するガイドラインの運用

避難情報に関するガイドラインの運用については、「第2章 第3節 第2 避難情報に関するガイドラインの運用」のとおりとする。

市は、宜野湾市風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、高齢者等避難等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 高齢者等避難等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 市は、県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部に対し、高齢者等避難等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

(4) 避難情報に関するガイドライン

「避難情報に関するガイドライン」を以下に示す。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や 避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(出典：避難情報に関するガイドライン（別冊資料）)

(5) 災害対策基本法における避難情報に関する規定

災害対策基本法における避難情報に関する基本的な考え方は以下のとおり。

避難情報の種類	根拠法	基本的な考え方
高齢者等避難	災対法第56条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。 ・この規定に基づき、市長は「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。 ・なお、令和3年の災対法改正以前と同様に、「高齢者等避難指示」とはしていない。これは、避難行動自体が負担になる高齢者等に対して、発令頻度が高く、発令後に災害が発生しないいわゆる「空振り」が多い「高齢者等避難」を、拘束力の強い指示という形で発令することが必ずしも適切ではないためである。
避難指示	災対法第60条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。 ・この規定に基づき、市長は「警戒レベル4 避難指示」を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。
緊急安全確保	災対法第60条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。 ・この規定に基づき、市長は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

(6) 避難情報等の種類別気象状況と居住者がとるべき行動

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
警戒レベル1 早期注意情報 発表者：気象庁	「今後気象状況悪化のおそれ」 ○警戒レベル1 早期注意情報は、気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として（正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間	「災害への心構えを高める」 ○居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める必要がある。 ○自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル・旅館等）の調整や、屋内安全確保をす

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
	<p>天気予報と同じ区分毎に) 発表される情報である。</p> <p>○具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先までに予想されている、つまり大雨等について警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報である。</p> <p>○早期注意情報は、気象庁のホームページ (https://www.jma.go.jp/bosai/warning/) から地域を選択することで確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</p> <p>○なお、台風の進路及び強度(中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域等)の予報についても、平成31年より5日先までの予報が発表されている(それまでは3日先まで)。</p>	<p>る場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。</p>
<p>警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報 発表者：気象庁</p>	<p>「気象状況悪化」</p> <p>○警戒レベル2大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報は、それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</p> <p>○これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページ (https://www.jma.go.jp/bosai/warning/) から確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</p>	<p>「自らの避難行動を確認」</p> <p>○居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p> <p>○なお、避難するに当たって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいが、まだ行っていない場合は、自らが避難するタイミングである「警戒レベル3高齢者等避難」や「警戒レベル4避難指示」が発令される前までに行う必要がある。</p>
<p>警戒レベル3 高齢者等避難 発令者：市長</p>	<p>「災害のおそれあり」</p> <p>○警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要す</p>	<p>「危険な場所から高齢者等は避難」</p> <p>○市長から「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難</p>

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
	<p>る高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p> <p>○「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場所が開放されていない場合、市町村長は適切なタイミングで「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令する必要がある。指定緊急避難場所は、市町村職員が開放するのではなく、自主防災組織をはじめとした居住者等が開放できるようにし、平時より準備・訓練等を行っておく必要がある。</p>	<p>に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも能である。</p> <p>○また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p>○以下、早めの避難が望ましい場所の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い ・浸水しやすい局所的に低い土地 ・避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所 ・突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域等 <p>※避難先が遠方にある場合は、移動に必要な時間だけ早期に避難すべきである</p> <p>○なお、緊急時に市の職員が指定緊急避難場所を速やかに開放できるとは限らないため、自主防災組織をはじめとする居住者等が開放できるようにしておくなど、工夫も必要である。</p>
<p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>発令者：市長</p>	<p>「災害のおそれ高い」</p> <p>○警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者</p>	<p>「危険な場所から全員避難」</p> <p>○市長から「警戒レベル4 避難指示」が発令された際には、居住者等は危険な場所</p>

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
	<p>等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>	<p>から全員避難する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
<p>警戒レベル5 緊急安全確保 発令者：市長</p>	<p>「災害発生又は切迫」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「警戒レベル5緊急安全確保」は、災害が発生又は切迫している状況[*]、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ○ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。 ○また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるところとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 	<p>「命の危険直ちに安全確保！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長から「警戒レベル5緊急安全確保」が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ○具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。 ○ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるところとは限らない。このため、このような状況に至る前の「警戒レベル3高齢者等避難」や「警戒レベル4避難指示」が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

※災害「発生」時の状況の例としては、河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、その例としては、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとは判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている場合、潮位の状況から浸水

が既に発生している可能性が高い場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況において発令されることがある情報である。

(注) 災害切迫時に既に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し「警戒レベル5 緊急安全確保」を再度発令することがないよう注意する（緊急安全確保の行動をとるよう繰り返し呼びかけはするべきだが、情報の受け手が混乱するため再度の「発令」はしないようにする。）。

複数の災害リスクがある区域においては、例えば洪水への警戒に対し「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する時点で、少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めることとなる。

なお、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」についても、同一の居住者等に対し同じ避難情報を発令しないよう注意にする（繰り返し避難を促すことはよいが、「発令」を繰り返さないようにする）。

(出典：避難情報に関するガイドライン令和3年5月 内閣府（防災担当）)

(7) 避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について下表のとおり整理する。

表 避難行動の整理

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別	
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 安全とは限らない自宅・施設等 近隣の建物が近隣にあると限らない 上階へ移動 上層階に留まる 崖から離れた部屋に移動 近隣に高く堅牢な建物があがり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等 	<ul style="list-style-type: none"> 急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等 土砂災害 高潮 津波 	
警戒レベル4までに必ず避難						
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所（小中学校・公民館・マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル 津波避難タワー等） 安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路が安全かを確認 自主避難先が安全かを確認 避難先への持参品を確認 地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等 	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等 土砂災害 高潮 津波

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時に あらかじめ確認・準備すべき ことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
屋内安全確保	安全な自宅・施設等 ・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難）することも含む ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	・洪水等 ・高潮（土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(出典：避難情報に関するガイドライン令和3年5月 内閣府（防災担当）)

2 避難情報の伝達方法

避難情報の設定者は、以下の方法等によってその発令内容を迅速に住民等に周知徹底するよう努める。

そのため、避難情報の伝達内容、伝達手段、伝達先をチェックリストとともにあらかじめ具体的に策定しておく。

(1) 避難情報の内容

避難措置の実施者は、警戒レベルの設定において、以下の事項を明らかにして発する。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 警戒レベルの設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ 避難における注意事項

(ア) 避難に際しては、必ず、火気危険物等の始末を完全に行うこと。

(イ) 避難者は、必要に応じて食料、日用品及び衣類等を携行すること。

(ウ) 避難者は、必要に応じ、防寒用雨具を携行すること。

(エ) 会社、工場においては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること。

(オ) 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すること。

(2) 警戒レベルの伝達

避難措置の実施者は、以下の方法によって、住民、滞在者等への周知を図る。

なお、緊急を要し以下の方法が難しいときは、消防団等による個別伝達を行う。

ア 放送による伝達（緊急有線放送による一斉放送）

イ 屋外同報無線による伝達

ウ 広報車による伝達

エ 伝達員による伝達

オ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

カ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達

キ 各自治会の広報マイクによる伝達

(3) 放送を活用した伝達

市は、市長が避難情報を発令した際には、「放送を活用した避難情報の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

参考資料 3-5 避難情報の伝達手段と伝達先

3 関係機関への通知

警戒レベルの設定を行った者は、おおむね以下により必要な事項を関係機関へ通知する。

- (1) 市長の措置
 - ◆市長→知事（防災危機管理課）
- (2) 知事の措置
 - ア 災害対策基本法に基づく措置
 - ◆知事（防災危機管理課）→市長
 - イ 地すべり等防止法に基づく措置
 - ◆知事（海岸防災課）→宜野湾警察署長
- (3) 警察官の措置
 - ア 災害対策基本法に基づく措置
 - ◆警察官→宜野湾警察署長→市長→知事（防災危機管理課）
 - イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ◆警察官→宜野湾警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市長
- (4) 自衛官の措置
 - ◆自衛官→市長→知事（防災危機管理課）
- (5) 水防管理者の措置
 - ◆水防管理者→宜野湾警察署長

参考資料 7-10 避難情報発令情報（市町村用）

第3 避難実施の方法

市長は、以下の点を十分考慮し、避難実施の万全を期す。

1 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦、外国人等）を優先させる。

2 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防対策部が中心となって、以下の要領により行う。

- (1) 避難誘導員の配置等
避難の際には、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を図る。また、車両、ロープ等の資器材を利用して安全を確保する。
- (2) 緊急避難場所の掲示
緊急避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- (3) 2か所以上の避難経路の選定
誘導の際には、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2か所以上選定しておく。
- (4) 要配慮者の避難
要配慮者（在宅の避難行動要支援者等）の避難については、第2編第2章第21節「要配慮者の安全確保体制整備計画」に定めるところにより、自主防災組織、自治会及び民生委員等、地域の支援を得て実施する。

(5) 避難完了の確認

避難した地域に対しては、避難誘導後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確認する。

第4 避難所の開設及び受入れ・保護

1 避難所の設置

福祉推進対策部において、集团的に受入れ可能な既存建物を利用し、炊き出しの施設その他の条件を考慮し、避難所として適切なものを設置する。

なお、災害救助法が適用された場合の避難所の供与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

(1) 入所対象者

避難所への入所対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(2) 整備された施設の利用

避難所は、第2編第2章第19節第2「避難場所の整備等」に定めるところによりあらかじめ整備された施設を利用する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 広域避難

被害が激甚のため、上記(1)による避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地以外の市町村への広域避難を行う。

(4) 技術者の雇上げ

避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕とするが、野外架設、便所架設のために特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行う。

(5) 避難所の変更に伴う周知

災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度、住民等へ周知を図る。

(6) 費用

避難所設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のために最低限必要なものとする。(例：人件費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費)

(7) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生から必要な期間とする。

2 設置及び収容状況報告

市長は、避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、受入れ人員、開設期間の見込）を知事（県民生活班）に報告する。

3 開設の手順

(1) 開設の担当

市長は、避難所を設置したときは、直ちに避難所に指定された施設の管理者へ連絡し、施設の管理者・勤務職員または最初に到着した市職員が実施する。

(2) 開設の準備

- ア 施設内で住民が避難できるスペースを確保する。
- イ 要配慮者が避難できるスペースを確保する。
- ウ 避難所内に事務局を設置する。
- エ 施設の門を開け、避難住民を誘導する。

第5 避難者の移送

災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本章第12節「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

第6 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。

1 避難所の運営

(1) 運営の担当者

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 運営の手順

- ア 避難者名簿の作成
- イ 居住区の割り振り
- ウ 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- エ 運営状況の記録及び報告

(3) 避難者の代表者（居住区ごと）の役割

- ア 避難者への指示等の情報伝達・周知
- イ 食料、生活必需品等の配給活動の補助
- ウ 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- エ 感染症対策への協力
- オ 施設の保全管理（清掃、点検等）
- カ 要配慮者のニーズの把握と支援

(4) 避難者に係る情報の把握

避難所ごとに、入所避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

参考資料 7-11 避難者カード

参考資料 7-12 避難者名簿

参考資料 7-14 食糧品等受払簿

参考資料 7-15 生活必需品等の供給状況

2 避難所の環境

以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

- ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- エ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図る。
- オ ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースを確保し、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
- カ 被災者が緊急連絡手段として利用できるよう、主な避難所等に災害用特設公衆電話を設置する（NTT西日本により回線は設置済み）。
- キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ク 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

参考資料 2-6 避難所の災害用特設電話の設置場所及び回線数

第7 避難長期化への対応

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

また、必要に応じて、県の支援を求める。

第8 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対して県有施設の一時使用を要請する。

第9 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は、県に対し、一時的な避難所として船舶の調達を要請する。

第10 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第11 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

1 学校

市教育委員会又は学校長等は、警戒レベルの設定者の指示に基づき、幼児、児童、生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ以下の事項について定める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難先
- (4) 避難誘導者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領
- (6) 避難後の処置
- (7) 事故発生に対する処置
- (8) その他必要とする事項

2 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定める。

第12 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 他市町村への受入れ協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

市長は、広域一時滞在中の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 他市町村からの受入れ

他市町村から本市への広域一時滞在中の要請があった場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び要請元の市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

市長は、被災住民受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在中の終了

市長は、広域一時滞在中の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先の市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在中の協議等

(1) 県外受入れについての協議の要求

市長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 公示、報告

市長は、被災住民受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(3) 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

3 県外広域一時滞在の受入れ

県外の他市町村から本市への広域一時滞在の要請があった場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

第7節 観光客等対策計画

(総務対策部・消防対策部・市民経済対策部観光農水班)

市及び観光施設等の管理者は、以下のとおり観光客等対策を実施する。

なお、避難計画の基本的な事項は、本章第6節「避難計画」に準ずるものとする。

第1 避難情報の伝達及び避難誘導

1 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

津波情報や市からの避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な緊急避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 交通機関の役割

津波情報や市からの避難情報を把握した交通施設の管理者は、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な緊急避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な緊急避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

第2 避難受入れ

1 受入れ場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に受入れ施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

2 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

3 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第3 帰宅困難者対策

市は、県と連携して、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、受入れ場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第8節 要配慮者対策計画（福祉推進対策部・健康推進対策部・企画対策部・総務対策部・消防対策部）

市及び要配慮者利用施設等の管理者は、以下のとおり要配慮者対策を実施する。
なお、避難計画の基本的な事項は、本章第6節「避難計画」に準ずるものとする。

第1 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、要配慮者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

参考資料 7-27 避難行動要支援者名簿

第2 避難生活への支援

1 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

2 応急仮設住宅への入居

市は、県と連携して、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

4 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）を派遣する。

第3 外国人への支援

市は、県及び沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 消防計画（消防対策部）

この計画は、火災、地震等による災害が発生した場合において、住民の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画である。消防活動は、ここに定めるもののほか、宜野湾市消防本部の定める「宜野湾市消防計画」による。

第1 実施責任者

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

第2 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとり、その実施について万全を期す。

第3 消防組織及び施設の整備充実

1 消防組織

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防出張所
- (4) 消防団

2 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため、年次計画に基づき器具、機材の整備等のほか、人員を整備充実する。

第4 火災警報

火災に関する警報は、おおむね以下の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるとき発する。

- 1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速10m以上の見込みの場合
- 2 平均風速毎秒15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合（降雨中は通報しない場合がある。）

第5 火災の警戒

1 待機体制の保持

消防署は3交替24時間勤務し、常に当該区域内の火災発生時に備えて、何時でも出動できるように待機の体制を保つ。

2 出動

火災又はその他の災害が予測される警報が発令された場合、非番員は直ちに現場又は定められた署・所に出動し勤務に就く。

3 月例定期訓練の実施

消防団員は、月例定期訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できるようになっている。これらの出動は、サイレン及び電話連絡等をもって伝達する。

第6 火災の出動

火災、又は諸災害発生時に対処するための消防隊の出動は別に定める命令による。

第7 応接要請

消防長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展する様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援援助協定及び全国消防長会応援計画・受援計画等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

第8 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市長に報告する。

第10節 救出計画（消防対策部消防班）

災害時における救出活動は、以下による。

第1 実施責任

市をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 救出の方法

被災者の救出は、消防対策部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して救出に必要な器具を借り上げるなど、状況に応じた方法により実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の救出の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

1 市の役割

(1) 救出

本来の救助機関として救出活動に当たる。

(2) 応援の要請

本市のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求める。

(3) 受援体制の構築

応援部隊の迅速な受入れと効率的な災害対策活動を行う上で必要な活動拠点や基礎情報について収集・整理し、受援体制の構築を図る。

2 住民の役割

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第3 救出用資機材の調達

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会等と協定を結び、救出に必要な重機配備を要請するなどの方法により、救出用資機材を調達する。

第4 惨事ストレス対策

各救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護計画（健康推進対策部健康増進班）

この計画は、災害により多数の傷病者が発生し、また医療機能が停止又は著しく不足して混乱が生じた場合において、応急的に医療、助産及び乳幼児の救護を行い、被災者を保護することを目的とする。

第1 医療救護及び助産

1 実施責任者

災害時における医療救護・助産は、市長を実施責任者として、医療関係機関の協力を得て行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、県（知事）が行い、市長はこれを補助する。

2 医療救護及び助産の実施

(1) 実施担当

医療救護及び助産は、健康増進班が行うが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。

(2) 医療班の編成

医師会、薬剤師会及び市立医療機関等からの派遣をもとに医療班を編成する。医療班は、以下の6名を基本とする。

医師（班長）	1名
保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む）	3名
事務員	1名
運転手	1名

参考資料 2-16 市内医療機関一覧

3 医療救護及び助産の対象者

災害のために医療のみちを失った者、及び災害発生の日前後7日以内の分べん者で災害のため助産のみちを失った者とする。

4 医療救護及び助産の範囲

(1) 医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの介助

- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護及び助産の費用・期間

(1) 医療

ア 費用

医療班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とする。

委託医療機関等（一般の病院又は診療所）による場合は社会保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料の額以内、日本赤十字社医療班による場合は委託契約に定める額以内とする。

イ 期間

災害発生の日から14日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）。

(2) 助産

ア 費用

医療班、委託医療機関等による場合は、使用した衛生材料等の実費とする。助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

イ 期間

分べんした日から7日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）。

6 応急救護所の設置

(1) 応急救護所の設置場所

応急救護所は、本部長の指示により、被災者の受入れ施設、被災者の交通の多い地点及びその他適当と認める場所に設ける。

(2) 応急救護所における活動

応急救護所では、医療班が中心となり、トリアージ（重症者と軽症者の選別）及び応急手当を行う。

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、後方医療施設等に転院搬送し、救護を行うものとする。

(3) 医療助産活動に必要な医療材料等の確保

医療班は、各編成施設の医療材料を携行するが、大量の医療材料等が必要な時は、県、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会において、それぞれ整備し、その運用、供給について事前に検討する。

参考資料 3-2 救急医療対策系統図・連絡窓口

参考資料 3-6 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

参考資料 3-7 中部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図

第2 救急搬送

後方医療施設等への傷病者の搬送は、原則として市及び消防機関の救急車両等により行う。

道路の不通等によりヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県に対し、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

第3 被災者の健康管理とこころのケア

市保健相談センター等に相談窓口を設けるなど、県との連携により被災者のこころのケア対策を実施する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び市へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

また、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第12節 交通輸送計画（建設対策部土木班）

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するためのものである。

第1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

なお、交通規制区間が複数の管理道路にまたがる場合又は互いに隣接する場合は、関係する実施責任者間で総合調整を図るものとする。

規制の種類	実施責任者
道路法に基づく規制	道路の管理者
道路交通法に基づく規制	県公安委員会
基本法に基づく規制	県公安委員会

2 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、本章第29節「公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

3 緊急輸送

道路管理者としての市長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、又は道路パトロールによりこれを発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施する。

4 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）において指定されている、本市に係る緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は以下のとおりである。

なお、第2次、第3次緊急輸送道路については、同計画を参照。

道路名	管理者	起終点
国道（指） 国道58号	沖縄総合事務局	沖縄県那覇市～名護市

参考資料3-8 緊急輸送道路ネットワーク計画図

第2 交通の規制

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

1 危険箇所における規制（道路法第46条）

市は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

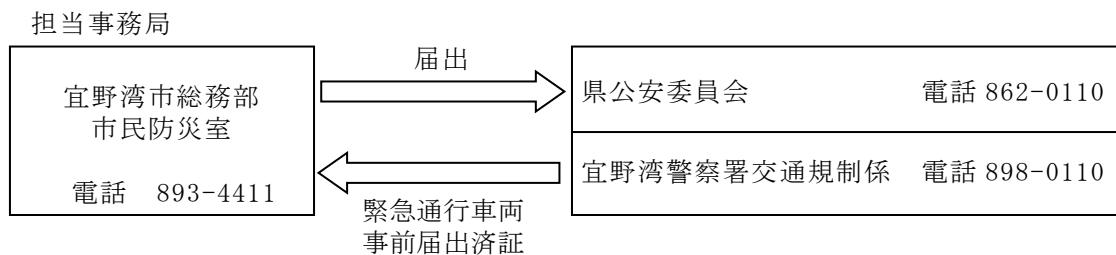
特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

参考資料 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

2 緊急通行車両の事前届出

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来すことが懸念される。

このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期す。



3 標章の掲示

緊急通行車両として交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

参考資料 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

4 車両の運転者の責務

車両の運転者は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、以下の措置をとらなければならない。

(1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

(2) 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

- (3) 警察官の指示を受けた場合
その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

5 消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を宜野湾警察署長に通知する。

6 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第3 緊急輸送

1 輸送対象

輸送対象は以下のとおりとする。

なお、災害救助法が適用された場合の輸送の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

(1) 第1段階

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

2 輸送の方法

(1) 輸送方法の選択

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して以下のうちの適当な方法により実施する。

ア 道路輸送

イ 海上輸送

ウ 空中輸送

エ 人力による輸送

(2) 輸送責任者の指名

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両に同乗させるなどの措置を講ずる。

3 道路輸送

(1) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、おおむね以下の順位による。

ア 応急対策を実施する機関に属する車両等

イ 公共的団体に属する車両

ウ 営業用の車両等

エ 自家用の車両等

(2) 民間車両による輸送

市において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 燃料の確保

市において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な燃料の供給を要請する。

4 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

災害のため陸上輸送が困難な場合、海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施する。

(2) 県有船舶による輸送

市において、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、以下の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする期間

- ウ 応援を必要とする船舶数
- エ 応急措置事項
- オ その他参考となるべき事項

(3) 海上保安庁巡視船舶による輸送

ア 要請の依頼

市長は、海上保安庁巡視船舶による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

イ 要請後の措置

要請後の措置等は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行う。

(4) 民間船舶による輸送

市において、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5 空中輸送

(1) 空中輸送の実施

災害による交通途絶その他の緊急を要する場合は、空中輸送を実施する。

(2) 空中輸送の要請

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めに基づいて実施する。

(3) ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。

ヘリポートの設置基準については、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6 人力等による輸送

(1) 車両等による輸送が不可能な場合

災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。

(2) 安全かつ効率的な輸送通路

市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

(3) 住民への協力の要請

人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行う。

第4 発見者の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

また、通報を受けたときは、市長は、その路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

第5 広域輸送拠点の確保

市は、救援物資の受入れのために、県が確保する広域輸送拠点と連携できるよう、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第13節 治安警備計画（宜野湾警察署）

宜野湾警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたる。

第1 被災地の社会秩序の維持

宜野湾警察署は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察署が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要に応じて、避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

第14節 災害救助法適用計画（全対策部）

災害救助法に基づく被災者の救助は、以下による。

第1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は、知事が行う救助を補助する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行う。

第2 救助の種類

災害救助法による救助の種類を以下に示す。

また、市長は、災害救助法の適用に至らない災害における被災者の救助を、本計画が定めるところに従って実施する。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 遺体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の場合、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

- 1 市における住家被害世帯数が80世帯に達した場合
- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、市の被害世帯数が40世帯に達した場合
- 3 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にある場合
- 4 市における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めた場合

- (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- (注1) 被害世帯とは、全壊（焼）、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、以下の基準をもって換算する。
- 1 住家が半壊し又は半焼するなど、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。
 - 2 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。
- (注2) 令和2年国勢調査による本市の人口は、100,125人であり、被災世帯数の要件は10万人以上30万人未満の都市に該当する。

第4 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用基準に該当する場合

災害に際し市における被害が本章本節第3「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときには、法に基づく災害報告要領により市長は直ちにその旨を知事に報告する。

2 知事による災害救助法の実施を待つことができない場合

災害の事態が急進して、知事による災害救助法の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

第5 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）によるものとする。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第15節 給水計画（上下水道対策部・協力：消防対策部）

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

第1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者への給水は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合においても、市長が給水の必要があると認めるときは、市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の飲料水の供給の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 供給の方法

1 必要最小限の生活の維持

給水は必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給とする。

2 衛生のための処理

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用し、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

3 市の配水池の利用

供給の方法は、市の消火栓、配水池又は補給水源を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適切な方法によって行う。

(1) 緊急給水基地への搬送

貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に給水し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。

(2) 蛇口設備等の設置

緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。

(3) 被災者への給水

ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で給水し、適切な方法により被災者へ給水する。

4 適切な方法による給水の実施

給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適切な方法によって行う。

- (1) ろ水器によるろ過給水
 - ア 塩素剤による消毒
給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。
 - イ 適切な方法による給水
ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。
- (2) 容器による搬送給水
 - ア 取水計画等の策定
最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。
 - イ 給水
被災地への給水は、上下水道対策部及び消防対策部、又は市内業者の給水タンク車等により搬送して行う。

5 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関等の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

第3 医療施設への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

第4 給水用機械器具の状況

給水用機械器具の状況は、本章第10節第3「救出用資機材の調達」に掲げるとおりである。

第5 給水量

被災者に対する給水量は、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、対応する。

第6 水道施設の応急復旧

水道施設が被災した場合には、給水のための重要度及び修理の優先度を考慮して応急復旧を行い、市管工事組合や沖縄県水道災害相互応援協定による支援を求める。

第16節 食料供給計画（市民経済対策部市民生活班）

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調整、炊き出し及び配給等の迅速確実を期すものである。

第1 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、市長を実施責任者として市が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

1 主食（米穀又は乾パン）

米穀については、市長は、知事の発行する応急買受許可書により米穀販売事業者手持の米穀を調達する。

また、災害用乾パンについては、市長は、知事に買受要請を行い調達する。

2 副食の調達

その他主食（パン、その他）及び副調味料等の副食の調達は、原則として市内の販売業者より調達する。

なお、緊急調達の必要がある場合は、県及び他の市町村の応援を要請し調達する。

第3 炊き出し等の食品の給与

被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、以下による。

1 給与の方法

(1) 責任者の指定

炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(2) 救助用応急食料

救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

(3) 炊き出しの責任者

炊き出しは市長を責任者とし、各避難所において指導対策部給食班が、市民経済対策部市民生活班と連携し、必要に応じ婦人連合会及び自治会等の協力を得て行う。

- (4) 原材料、燃料等の確保
炊き出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は市長が行う。
- (5) 炊き出し施設の選定
炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。
- (6) 選定における管理者からの了解
炊き出し施設の選定にあたっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受ける。
- (7) 衛生等への留意
炊き出しにおいては、常に食料品の衛生に留意する。
また、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

2 給与の種別、品目及び数量

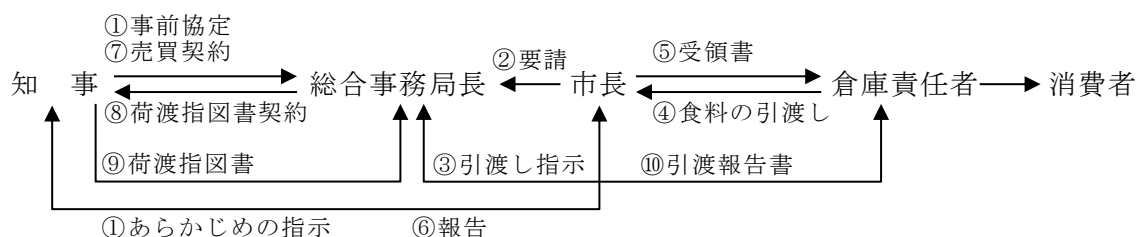
- (1) 種別
 - ア 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）
 - イ 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）
- (2) 給与品目及び数量
 - ア 給与品目
米穀又はその加工品及び副食品とする。
 - イ 給与数量
1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

第4 要配慮者等に配慮した食料の給与

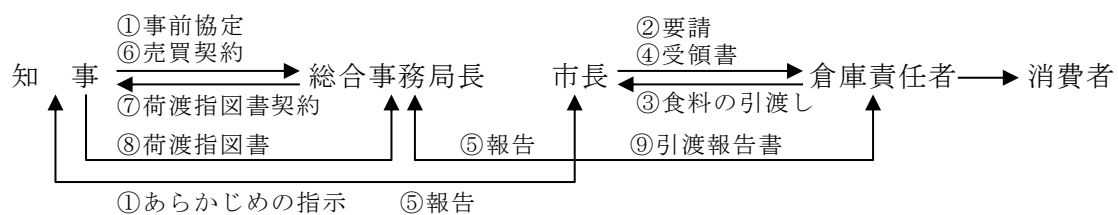
市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努める。

■災害救助用米穀（緊急食料）の引渡しフローチャート

1 市長から所長に対して緊急の引渡しを要請する場合



2 市から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第17節 生活必需品供給計画（総務対策部契約班・市民経済対策部市民生活班・福祉推進対策部福祉総務班）

この計画は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関するものである。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合においても、市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与又は貸与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 給与又は貸与の方法

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、福祉推進対策部福祉総務班が、救助物資配分計画表により、被害別並びに世帯の構成員数に応じ給与又は貸与する。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

第3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

- 1 寝具
- 2 外衣
- 3 肌着
- 4 身廻品
- 5 炊事道具
- 6 食器
- 7 日用品及び光熱材料

第4 物資の調達

物資の調達については、総務対策部契約班が、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

また、あらかじめ生活必需品等の供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第5 義援物資及び金品の受入れ、保管及び配分

全国の自治体及び団体等から本市に送付された義援物資及び金品は、市民経済部市民生活班と企画対策部企画班において受入れて保管し、配分計画に基づき被災者に支給する。

なお、義援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

また、県で受入れた義援物資については、市としてのニーズや搬送方法等について、適宜、県と調整を図る。

参考資料 7-16 義援金品等受領証

第18節 感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容計画 （健康推進対策部健康増進班・市民経済対策部環境対策班、上下水道対策部水道施設班）

この計画は、災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容等に関するものである。

第1 感染症対策

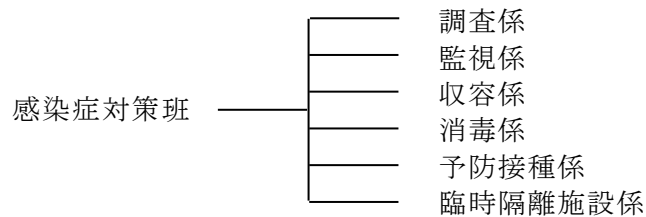
災害時における感染症の発生及び蔓延を防止するため、防疫の万全を期す。

1 実施責任者

市は、知事（健康増進班、保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。
感染症対策上必要な措置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節では「法」という。）に基づいて実施する。

2 感染症対策実施の組織

健康推進対策部は、感染症対策実施のため、以下のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範にまたがるときは、その都度、即応体制をとる。



3 感染症対策の指示

市は、知事（健康増進班）が派遣した担当職員の実情調査業務に協力するとともに、担当職員の指導に従い、速やかに以下の指示事項を実施する。

なお、市の行う措置は、感染の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため、最大限行うものとする。

- (1) 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症が蔓延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は、以下のように自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つ。

ア 公共場所を中心としての感染症予防

被災地域及びその周辺の地域についての清潔方法は、道路、溝渠及び公園等の公共場所を中心として感染症予防のための衛生処理を実施する。

イ 災害家屋及びその周辺の清潔方法

災害家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯等を実施させる。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、法施行規則第14条による。

(3) ねずみ族及び昆虫などの駆除

駆除の方法は、法施行規則第15条による。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。

実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、避難所で患者若しくは保菌者が発見され、蔓延のおそれがある場合には緊急に実施する。

(6) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導の下に避難所における感染症対策を徹底する。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期す。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね以下のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 清潔の保持及び消毒の実施

ウ 集団給食

エ 飲料水の管理

オ 健康診断

第2 保健衛生

市は、以下により被災者の健康管理を行う。

1 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所、妊産婦・乳幼児専用室を設置し、清潔、保湿、栄養への配慮を行う。

2 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、医療機関で治療している方については、避難所の間取りに応じて救護室や隔離室、授乳室等のスペースの調整を行う。

3 保健師等による健康管理

保健師、看護師、助産師、栄養士、運動指導士及び臨床心理士等による巡回健康相談などを実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導、栄養指導及びメンタルケア）を行う。

第3 清掃

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

1 実施責任者

被災地における清掃の計画、ごみ及びし尿の収集処理等の実施については清掃班を組織し、市長を実施責任者として行う。ただし、被害が甚大のため市において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。担当は、市民経済対策部環境対策班とする。

2 清掃の方法

(1) ごみの収集

ア 車両での収集

ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。

なお、災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借り上げて収集する。

イ 集積地の選定

ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定める。

ウ ごみ収集車両

市の保有するごみ収集車両及び委託業者などの車両は、以下のとおりである。

■ごみの収集車両及び作業員 (令和3年度)

区分	車種	積載量 (t)	台数 (台)	人員(人)	
				運転手	作業員
委託	ロード・パッカー	2.00	3	25	33
	ロード・パッカー	2.10	3		
	ロード・パッカー	2.20	2		
	ロード・パッカー	2.35	1		
	ロード・パッカー	2.40	1		
	ロード・パッカー	2.50	2		
	ロード・パッカー	2.60	1		
	ダンプ・トラック	0.35	1		
	ダンプ・トラック	2.00	10		
許可	ロード・パッカー	1.55	1	20	20
	ロード・パッカー	1.75	1		
	ロード・パッカー	2.00	4		
	ロード・パッカー	2.05	2		
	ロード・パッカー	2.20	4		
	ロード・パッカー	2.25	1		
	ロード・パッカー	3.10	1		
	平ボディ車	1.45	1		
	平ボディ車	1.50	4		
	平ボディ車	2.00	1		

(2) し尿の収集

清掃は清掃班により所要の計画に基づいて実施するが、し尿の収集運搬戸数は1.8kℓバキューム車で1回約20世帯とする。収集されたし尿は、あらかじめ指定する場所に運搬し処理する。

ア 許可業者への指示

し尿の収集は、災害の規模に応じ各許可業者に指示して集中汲み取りを実施する。

イ し尿収集車両

各許可業者のし尿収集車両などは、以下のとおりである。

■し尿収集車両及び作業員

区分	車種	積載量 (kℓ)	台数 (台)	人員(人)	
				運転手	作業員
許可	バキュームカー	1.80	3	3	3

3 処理の方法

(1) ごみの処理

ごみの処理は、原則として倉浜衛生施設組合において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

(2) 仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

4 一般廃棄物処理施設などの状況

(1) ごみ処理施設

ア 倉浜衛生施設組合【エコトピア池原（熱回収施設）】

構成市町 宜野湾市 沖縄市 北谷町
所在地 沖縄市字池原 3394 番地
規模 309t/日（103t/24h×3 炉）
炉形式 流動床式ガス化溶融炉システム
着工日 平成 19 年 3 月 26 日 竣工日 平成 22 年 3 月 31 日

イ 倉浜衛生施設組合【エコループ池原（リサイクルセンター）】

構成市町 宜野湾市 沖縄市 北谷町
所在地 沖縄市字池原 3394 番地
規模 82t/日（5h）
炉形式 なし
着工日 平成 19 年 3 月 26 日 竣工日 平成 22 年 3 月 31 日

(2) し尿処理施設

倉浜衛生施設組合

構成市町 宜野湾市 沖縄市 北谷町
規模 130kℓ/日
処理方式 消化処理方式
処理実績 8,422.5kℓ（平成 22 年度）
着工日 昭和 51 年 3 月 竣工日 昭和 52 年 2 月

参考資料 2-18 し尿及びごみ収集運搬資機材一覧

5 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、市が調達する。担当は、市民経済対策部環境対策班とし、緊急に調達できない場合、またはそれが不可能な場合は、中部保健所に調達あっせんの要請を行う。

第4 犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

1 実施責任者

(1) 犬及び負傷動物対策

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等の収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市の飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 特定動物（危険動物）対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県が設置する特定動物対策班へ情報提供するとともに住民へ周知する。

2 収容及び管理

(1) 犬及び負傷動物対策

市は民間団体等と協力し、犬等の収容・保管のための場所又は施設を確保し、適正に管理する。

(2) 特定動物（危険動物）対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、県からの要請に基づき、市が特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置を講ずる。

(3) 保護・収容動物の公示

県が作成した保護・収容された動物の台帳を公示する。

第5 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第19節 行方不明者の捜索、遺体の収容・処理・埋葬計画 (消防対策部・市民経済対策部環境対策班)

災害により行方不明になった者の捜索、遺体の処理及び埋葬については、市、警察機関、県及びその他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

第1 実施責任者

行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるとき、又は災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めたときは、市（市民経済対策部、福祉推進対策部等の相互協力により担当）が行う。

また、行方不明者の捜索は、消防本部が、警察署、自衛隊及び海上保安官署と協力して実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 行方不明者の捜索

1 捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ、消防本部に捜索隊を設置する。捜索隊は、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防対策部を中心に各班員をもって編成する。なお、要員が不足する場合は、関係機関の協力又は賃金職員等の雇い上げにより要員を確保する。

2 捜索の方法

捜索に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打合せを行うものとする。

3 行方不明者リスト

行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者リストを作成する。その際、避難者名簿と照合し、なお不明なものについては捜索名簿を作成する。

参考資料 7-18 行方不明者届出票

参考資料 7-19 捜索者名簿

4 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は、警察、自衛隊及び海上保安庁から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

捜索隊が発見した遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、又は警察官等から遺体の引渡しを受けたとき、直ちに公民館及び学校等の適当な遺体収容所に収容するものとする。

(3) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるよう医療機関等と前もって連絡をとるものとする。

第3 遺体の取扱い、埋葬等

1 遺体の収容・安置

- (1) 市は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。
- (2) 発見された遺体は、市が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。
- (3) 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

2 遺体の調査、身元確認

- (1) 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。
- (2) 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。
- (3) 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

3 遺体の処理

- (1) 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。
- (2) 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (3) 市は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。

参考資料 7-20 遺体調書

参考資料 7-21 遺体台帳

4 遺体の埋葬

埋葬又は火葬は市長が実施し、それに要する経費を県が負担する。
納骨は遺族が行うが、遺族のない者については市長が実施する。
なお、市で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

参考資料 7-22 遺体埋葬台帳

第20節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画（建設対策部・市民経済対策部環境対策班・各公共施設管理者）

この計画は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物の処理に関するものである。

第1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるとき、又は災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めたときは、市長が実施する。障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行う。

なお、災害救助法が適用された場合の障害物の除去の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 障害物の除去

1 住居又はその周辺に運ばれた障害物

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、災害救助法に基づき実施する。

(1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ウ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(2) 除去の方法

障害物の除去は、技術者等を動員して実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限るものとする。

2 倒壊住宅

地震等により倒壊した住宅については、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

3 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

第3 災害廃棄物の処理

1 震災廃棄物処理体制の確立

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した

「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」又はこれに基づきあらかじめ策定した震災廃棄物処理計画を踏まえて処理体制を速やかに確立する。

2 仮置場、最終処分地の確保

市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とする。

災害廃棄物の集積場所は、公園、広場及び清掃工場を利用する。

なお、市内での仮置場、最終処分地の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

3 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理においては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

4 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物除去及び災害廃棄物処理においては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第21節 住宅応急対策計画 (建設対策部建築班・総務対策部総務班)

この計画は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものである。

第1 応急仮設住宅の設置等

1 実施責任者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班）が実施する。

災害救助法が適用されない場合においても、市長が設置の必要を認めるときは、市長が実施する。

2 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

3 設置戸数、規模、費用

(1) 設置戸数

市内において住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、県に対して数の引上げを要請する。

(2) 設置場所

原則として市有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借り上げる。

(3) 規模・構造

1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とする。また構造は、1戸建、長屋建、あるいはアパート式建築のいずれかとする。

(4) 建設費用

整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等の雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて1戸当たり平均5,714,000円以内とする。

(5) 建設期間

建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

4 要配慮者に配慮した仮設住宅の建設

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者が利用しやすい構造及び設備を有する施設を整備する。

5 入居者の選定

入居者の選定においては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

6 賃貸住宅借上げによる受入れ

必要に応じて、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに受入れることができる。

7 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

第2 住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班。権限を委任した場合は市長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が修理の必要を認めるときは、市長が実施する。

2 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

3 修理の方法

(1) 方法

応急修理住宅の応急修理は、知事（権限を委任した場合は市長）が直接又は建築事業者に請負わせるなどの方法で行う。必要がある場合は、必要資材の調達を県に要請する。

(2) 対象

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

4 修理の戸数、費用及び期間

(1) 応急修理の対象戸数

市内において半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低い者より順次選ぶ。

(2) 修理費用

修理のため支出できる費用の限度は、1世帯当たり595,000円以内とする。（修理用の原材料費、労務費、材料などの輸送費及び工事事務費等、一切の経費を含む。）

(3) 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

第3 住宅の被災調査

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

参考資料 7-25 住宅被害調査票

第4 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

参考資料 7-28 被災者台帳

第22節 教育対策計画（教育対策部・指導対策部）

この計画は、教育施設又は幼児、児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

第1 実施責任者

1 災害救助法が適用されない場合

- (1) 市立幼稚園、市立小中学校等の災害復旧
市立幼稚園及び市立小中学校、その他の教育施設の災害復旧は、市が行う。
- (2) 幼児、児童、生徒に対する応急教育
市立幼稚園の幼児及び市立小中学校の児童、生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。

2 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたとき、又は市で上記1を実施することが困難な場合は、市の要請により、知事（施設建築班等）又は県教育委員会が、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

なお、災害救助法による教科書、文房具及び通学用品の給与については、知事の補助機関として、市長が行う。学用品の給与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 応急教育対策

災害時における幼稚園及び小中学校の応急教育は、おおむね以下の要領による。

1 休園・休校措置

- (1) 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各園長及び各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休園・休校措置を執る。
- (2) 休園・休校措置が登園・登校前に決定したときは、直ちにその旨を幼児、児童、生徒、保護者に周知する。
- (3) 休園・休校措置が登園・登校後に決定し、幼児、児童、生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団降園・下校、職員による誘導等を行う。

2 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用する。

- (1) 校舎の一部が使用できない場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

また、緊急修理を要する箇所については、完全管理上、応急処置又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。

- (2) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合
公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。
- (3) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合
避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設を利用する。
なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎を建設する。
- (4) 市内に適当な施設がない場合
市教育委員会は、県教育庁中頭教育事務所を通じ、県教育委員会に対して施設の提供を要請する。

3 教科書、教材及び学用品の支給方法

- (1) 被災幼児、児童、生徒及び教科書の被害状況の調査報告
市長は、被災した幼児、児童、生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。
- (2) 支給
 - ア 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給
給与の対象となる児童、生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行って、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。
文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。
 - イ 災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対する支給
災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対しては、市又は本人の負担とする。

4 被災幼児、児童、生徒の転園・転校、編入

被災幼児、児童、生徒の転園・転校、編入については、教育長が別に定める。

5 教職員の確保

- (1) 教員組織の編成替え
市教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替職員を確保し、授業に支障を来さないようにする。また、必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。
- (2) 教員の臨時確保
教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

第3 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施する。

第4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等は、災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理を速やかに実施する。

第5 被災幼児、児童、生徒の保健管理

被災幼児、児童、生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第23節 危険物等災害応急対策計画（消防対策部予防班）

この計画は、危険物による災害において、関係機関相互の密接な連携の下に、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ確かな災害応急対策を実施することを目的とする。

第1 石油類

市は、消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

第2 高圧ガス類

市は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

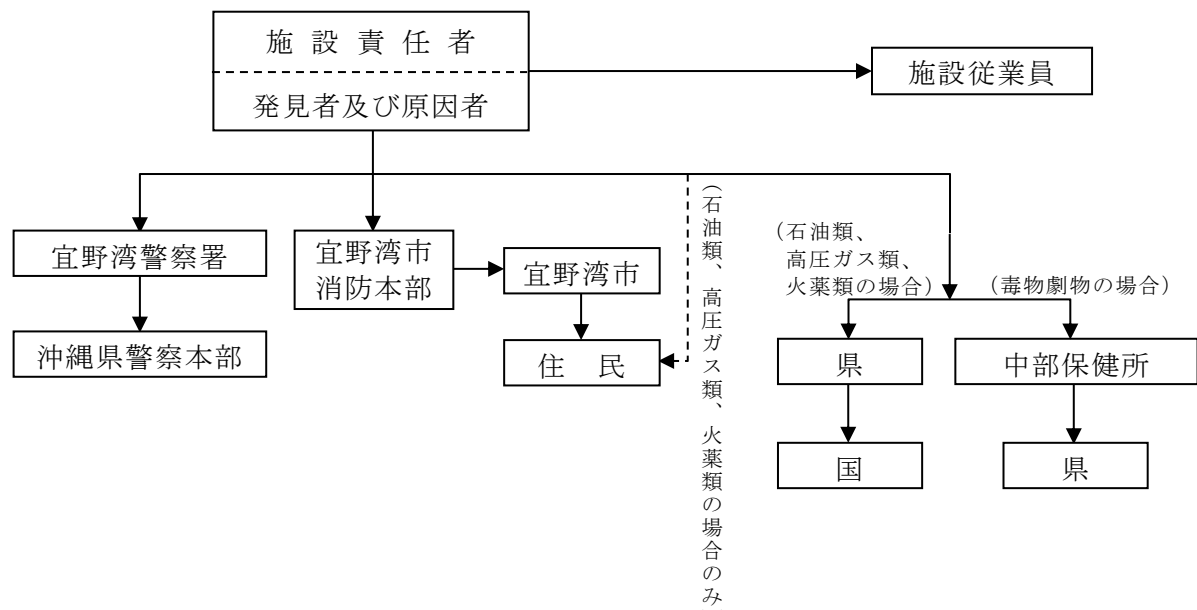
第3 火薬類

市は、火薬類保管施設が危険な状態となった場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。

第4 毒物劇物

市は、毒物劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、染み出し又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生する恐れがある場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。

■通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物劇物）



第24節 海上災害応急対策計画 (総務対策部・建設対策部・消防対策部)

この計画は、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物の流出により、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制の下に、人命及び財産の保護、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じるためのものである。

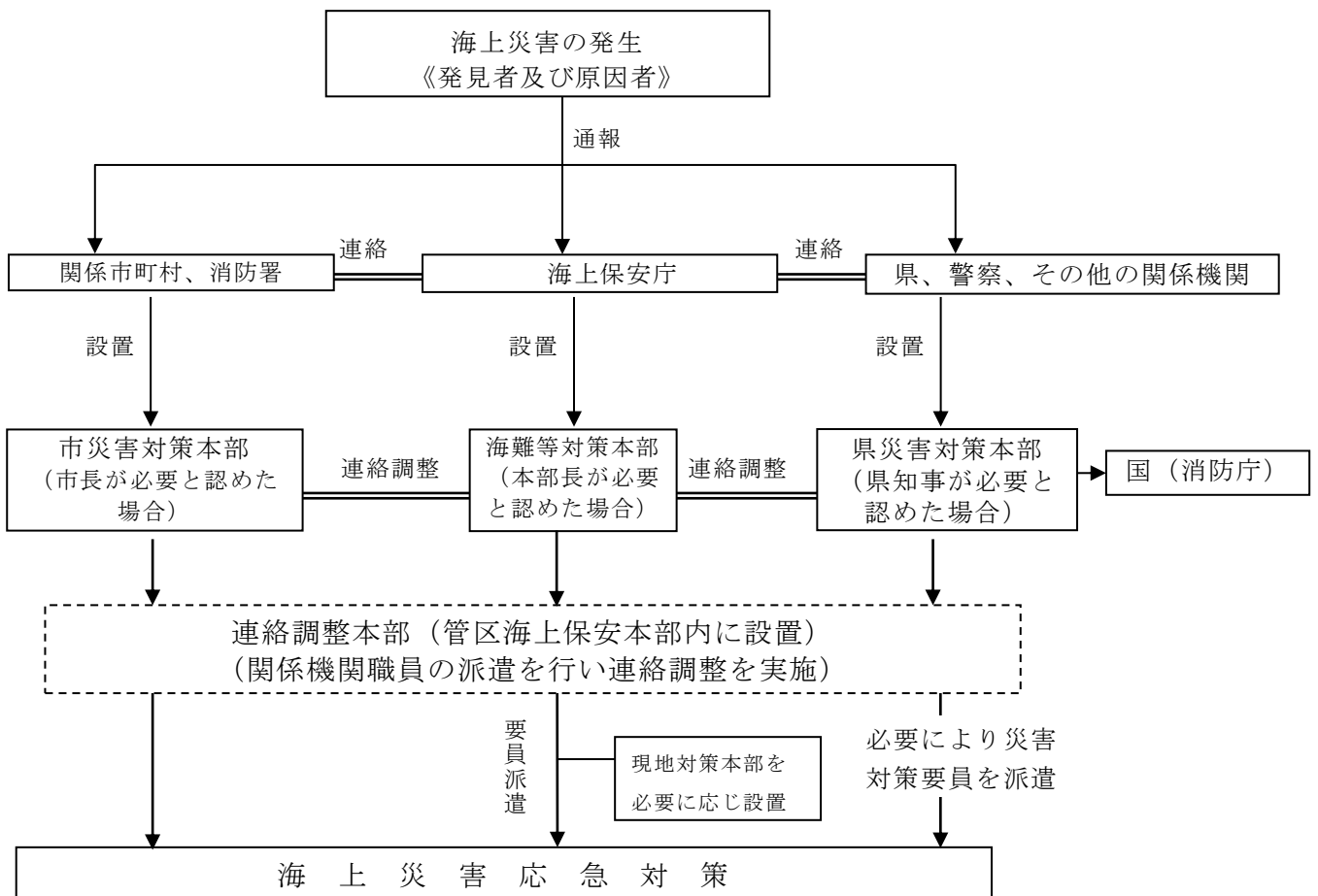
第1 災害対策本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、市災害対策本部を設置し、連絡調整本部（国に警戒本部が設置された場合、管区海上保安本部内に設置）や関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

第2 実施機関

- 1 市
- 2 宜野湾市消防署
- 3 その他関係機関及び団体

第3 海上災害発生時の通報系統



第4 市及び宜野湾市消防署の実施事項

- 1 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 2 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等、危険防止のための措置
- 3 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- 4 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 5 沿岸及び地先海面の警戒
- 6 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- 7 消火作業及び延焼防止作業
- 8 その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- 9 防除資機材及び消火資機材の整備
- 10 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等の流出防止措置の指導
- 11 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

第5 その他関係機関、団体の実施事項

自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。

第25節 在港船舶対策計画（市民経済対策部観光農水班）

市及び浦添・宜野湾漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期すため、相互に緊密な連携の下に以下の措置を講ずる。

第1 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は、市及び浦添・宜野湾漁業協同組合は、関係機関と協力して、無線連絡又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図る他、以下の措置を講ずる。

1 安全海域への移動

港内停泊船は、安全な海域に移動させる。

2 けい留方法の指導

岸壁けい留船舶は、離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは、けい留方法について指導する。

3 荷役の終了

荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。

4 避難の勧告

航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。

5 物件除去についての指導

災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者にその物件の除去等について指導する。

第26節 労務供給計画（総務対策部人事班）

この計画は、災害応急対策の実施にあたり市職員の動員だけでは十分に対応できない事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

第1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、市において行う。ただし、必要な労務者の確保が困難な場合は、市の要請により公共職業安定所において供給の支援を行う。

第2 労務者の供給の方法

労務者を必要とする場合は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間、所要人員及び集合場所を明示して公共職業安定所長に要請する。

第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下による。

1 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員などの雇上げの範囲は、以下のとおりである。

- (1) 被災者の避難誘導賃金職員等
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とする場合
- (2) 医療及び助産における移送賃金職員等
 - ア 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に搬送するための賃金職員等を必要とする場合
 - イ 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とする場合
 - ウ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とする場合
- (3) 被災者の救出賃金職員等
被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作、後始末をするための賃金職員等を必要とする場合
- (4) 飲料水の供給賃金職員等
飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とする場合
- (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とする場合

- ア 被服、寝具、その他の生活必需品
 - イ 学用品
 - ウ 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
 - エ 医薬品、衛生材料
- (6) 遺体捜索賃金職員等
遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とする場合
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等
遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とする場合

2 賃金職員などの雇上げの特例

以上のほか埋葬、炊き出し、その他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合は、市は、以下の申請事項を明記して県に申請する。

- (1) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (2) 賃金職員等の所要人員
- (3) 雇上げを要する期間
- (4) 賃金職員等の雇上げの理由

3 雇上げの費用及び期間

- (1) 費用
雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。
- (2) 雇上げの期間
労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。
- (3) 賃金の支払方法
賃金の支払方法は、その日払いとし、支払事務などはその担当班が行う。

4 労務者の輸送方法

労務者の輸送は、市有車両によって行う。

第4 職員の派遣の要請

指定地方行政機関や他市町村からの職員の派遣・あつせんを要請する場合の手続きは、本章第5節「広域応援要請計画」によるものとする。

第5 従事命令、協力命令

1 従事命令、協力命令の発令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、以下の要領によって従事命令、協力命令を発する。

従事命令などの種類と執行者、命令対象者の詳細については、以下に示す。

■従事命令などの種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官 (市長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官 (警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 市長 (委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

■命令対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師
	2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
	3 土木技術者又は建築技術者
	4 土木、左官、とび職
	5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者
	6 地方鉄道業者及びその従業者
	7 軌道経営者及びその従業者
	8 自動車運送業者及びその従業者
	9 船舶運送業者及びその従業者

命令区分（作業対象）	対 象 者
	10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員 消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	市内に居住する者又は水防の現場にある者

2 損失に対する補償

市は、従事命令などによる処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。（災害対策基本法第82条第1項）

3 損害などに対する補償

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡、負傷し、若しくは疾病となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

参考資料 7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

第27節 民間団体の活用計画（総務対策部総務班）

この計画は、災害の規模が大きい場合において、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るものである。

第1 実施責任者

1 民間団体への協力要請

民間団体の活用は、市長が市内の民間団体の協力を求めて行う。

なお、市で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。

2 知事又は県教育委員会への協力要請

大規模な被害若しくは広範囲にわたる災害が発生した場合、又は市内で処理できない場合においては、市長は、知事（総括情報班）に対して民間団体の活用を要請する。

第2 団体（組織）及び活動内容

1 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年連合会
- (4) 自主防災組織
- (5) 各種団体

2 協力要請

協力を必要とする作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して協力要請する。

- (1) 協力を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 期間
- (4) 従事場所
- (5) 所要人員数
- (6) その他必要な事項

3 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たる。

- (1) 災害現場における応急措置と被災者の救出、危険箇所の発見及び連絡などの奉仕活動

- (2) 救護所の設置に必要な準備、救護所における被災者の世話等の奉仕活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕活動
- (4) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- (5) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕活動
- (6) その他危険の伴わない災害応急措置の応援活動

第28節 ボランティア受入れ計画

(福祉推進対策部福祉総務班)

大規模な災害の発生時には、市の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

この計画は、このような場合でも災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、民間のボランティアの募集及び受入れ体制の整備等について定めるものである。

第1 ボランティアの募集（要請の方法）

市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、協力を必要とする作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して要請する。

- 1 協力を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 期間
- 4 従事場所
- 5 所要人員
- 6 その他必要とする事項

第2 ボランティアの受入れ

市災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入れ体制を整備する。

なお、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織に人員からの派遣等により実施する。

参考資料 7-24 ボランティア登録名簿

第3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

1 専門ボランティア

- (1) 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- (2) 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- (4) 住宅の応急危険度判定（建築士）

- (5) 特殊車両運転手
- (6) その他災害救助活動において専門技能を要する業務

2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給水
- (2) 清掃
- (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内
- (5) 軽易な事務補助
- (6) 危険を伴わない軽易な作業
- (7) その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- (8) 避難所における各種支援活動
- (9) その他必要なボランティア活動

第4 ボランティアの活動支援

市、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策を実施する。

1 活動場所の提供

- (1) 市社会福祉協議会、NPO法人等が設置する市災害ボランティアセンター（ボランティア活動本部、地域活動拠点）に対し、市は、市役所庁舎等の提供を検討する。

【ボランティア活動本部の役割】

- ア ボランティアの活動方針の検討
- イ 全体の活動状況の把握
- ウ ボランティアニーズの全体的把握
- エ ボランティアコーディネーターの派遣調整
- オ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
- カ ボランティア活動支援金の募集、分配

【地区活動拠点の役割】

- ア 避難所等のボランティア活動の統括
- イ 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- ウ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- エ ボランティアの紹介
- オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

2 設備機器の提供

市は、以下の設備機器の提供を検討する。

- (1) 電話
- (2) ファックス
- (3) 携帯電話
- (4) パソコン
- (5) コピー機
- (6) 事務用品
- (7) 自動車
- (8) 自転車
- (9) その他活動資機材等

3 情報の提供

市は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供に当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

4 ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

5 ボランティアに対する支援物資の募集

市は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第29節 公共土木施設応急対策計画 (建設対策部・市民経済対策部観光農水班)

この計画は、災害時における道路及び漁港施設の応急対策に関するものである。
なお、河川施設の応急対策は、第2章第3節「水防計画」に定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、管轄する関係機関とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上で行う。

第2 施設の防護

1 道路施設

市道の管理者である市における措置は、以下のとおりである。

(1) 道路に被害が発生した場合

市長は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を県道路管理課及び中部土木事務所長に報告する。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ 迂回道路の有無

(2) 災害を発見した場合

市は、自動車の運転者及び地区の住民等が、決壊崩土、橋りょう流失等の災害を発見した場合は直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発する。

2 漁港施設

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、管轄する防災機関と調整を図り、速やかに以下の事項を中部農林土木事務所長に報告する。

- (1) 被害の発生した日時及び場所
- (2) 被害内容及び程度
- (3) 泊地内での沈没船舶の有無

第3 応急措置

市長は、災害が発生した場合は、全力をあげて復旧に努める。

道路施設については、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。

漁港施設については、災害を防止するための十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

第4 応急工事

1 応急工事の体制

(1) 要員及び資材の確保

実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておく。

ア 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

イ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

(2) 応援又は派遣の要請

実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

2 応急工事の実施

実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図る。

(1) 道路施設

ア 応急工事

被害の状況に応じておおむね以下の仮工事により応急の交通確保を図る。

(ア) 障害物の除去

(イ) 路面及び橋梁段差の修正

(ウ) 排土作業又は盛土作業

(エ) 仮舗装作業

(オ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

イ 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

(2) 漁港施設

ア 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。

イ 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場島の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止する。

第30節 航空機事故災害応急対策計画（全対策部）

この計画は、本市に係る地域において航空機事故が発生した場合の応急対策に関するものである。

第1 航空機事故発生時の応急活動

市内又は周辺部において墜落事故等が発生した場合には、市は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 情報収集、県等への連絡

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等の情報を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

2 消火救出活動の実施

事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救出活動を実施する。

3 医療救護活動の実施

死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。

4 応援要請

災害の規模が大きく、本市のみで対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第31節 上下水道施設応急対策計画 (上下水道対策部 水道施設班・下水道施設班)

この計画は、災害時における上・下水道施設の応急対策に関するものである。

第1 上水道施設応急対策

1 上水道施設の復旧の実施

市は、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用等、速やかに緊急給水を実施する。

(1) 管路の復旧

管路の復旧においては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定められた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(2) 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置

配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置

所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する発電所等を優先して実施する。

2 広域支援の要請

市は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の提供、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

市は、応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

第2 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠柵、取付管等の復旧を行う。

1 ポンプ場の復旧

ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速や

かに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第32節 農林水産物応急対策計画

(市民経済対策部観光農水班)

この計画は、災害時における農産物、家畜及び水産物等の応急対策に関するものである。

第1 実施責任者

この計画による実施は、市長を責任者として行う。

第2 農産物応急対策

1 種苗対策

市は、災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、農業協同組合関係支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

2 病虫害防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の策定する病虫害緊急防除対策による具体的な防除の指示を受け、実施する。

第3 家畜応急対策

1 家畜の管理

浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者が家畜を安全な場所に避難させるものとする。この場所の選定、避難の方法については、必要に応じて、市があらかじめ計画しておく。

2 家畜の防疫対策

家畜伝染病の発生を予防するため、県の協力依頼を受けて家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に市への届出を行わせるとともに、家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

- (1) 被災家畜には伝染性疫病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班及び畜舎消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置をとる。
- (2) 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、市長は被災地への家畜診療班派遣の要請を県へ要請する。

3 飼料の確保

市は、災害により飼料の確保が困難になったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は農業協同組合関係支店に対し必要量の確保、供給についてあつせんを要請する。

第4 水産物応急対策

1 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

市長は、災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に、その生産を確保するためのあつせんを要請する。

2 魚病等の防除指導

市長は、災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合又は発生蔓延防止のため、県に、防除対策についての指導を要請する。

第5 漁船漁具応急対策

台風、高潮等の災害が予想されるときは、あらかじめ計画した避難場所の選定、避難の方法等に基づき所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させる。

第33節 米軍との相互応援計画（基地対策部）

この計画は、大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するための米軍との相互応援に関するものである。

第1 相互連携体制の構築

市は県と協議し、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種類、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

上記の目的を達するため、県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、又はその恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」が、沖縄県と在沖米軍の共同により平成14年1月に策定された。

第2 基地立ち入りに関する協定

市は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在沖米軍施設及び区域への限定された立ち入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立ち入りについて米軍との協定を締結している。

災害時には当該協定に基づき、必要に応じて在沖米軍施設及び区域の指定された避難経路を通行し、避難所等へ避難する。

第34節 道路災害応急対策計画（建設対策部土木班）

この計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置に関するものである。

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 大規模な事故が発生した場合

市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡する。

2 県への連絡

市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

市は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第3 救助・応急、医療及び消火活動

1 初期活動の実施

市は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動を実施する。

2 応援の要請

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

3 必要な資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は、必要に応じて民間からの協力等により、必要な資機材を確保して効率的な活動を行う。

第4 道路、橋りょう等の応急措置

1 交通の確保

市は、道路、橋りょう、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋りょう段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

2 施設管理者への通報

市は、電気、ガス、電話等、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設の管理者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

3 点検の実施

市は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第5 その他

1 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 再発防止対策

市は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。